

橋本市長期総合計画

基本計画（案）の検討

※この基本計画（案）は、現在作成中であり、
内容等については、決定したものではありません。

平成29年10月10日

政策企画室

第Ⅲ章

基本計画

1. 基本計画について
2. 財政計画
3. 行政推進の基本姿勢
4. 基本計画の体系
5. 先行的に取り組むプロジェクト
6. 個別施策

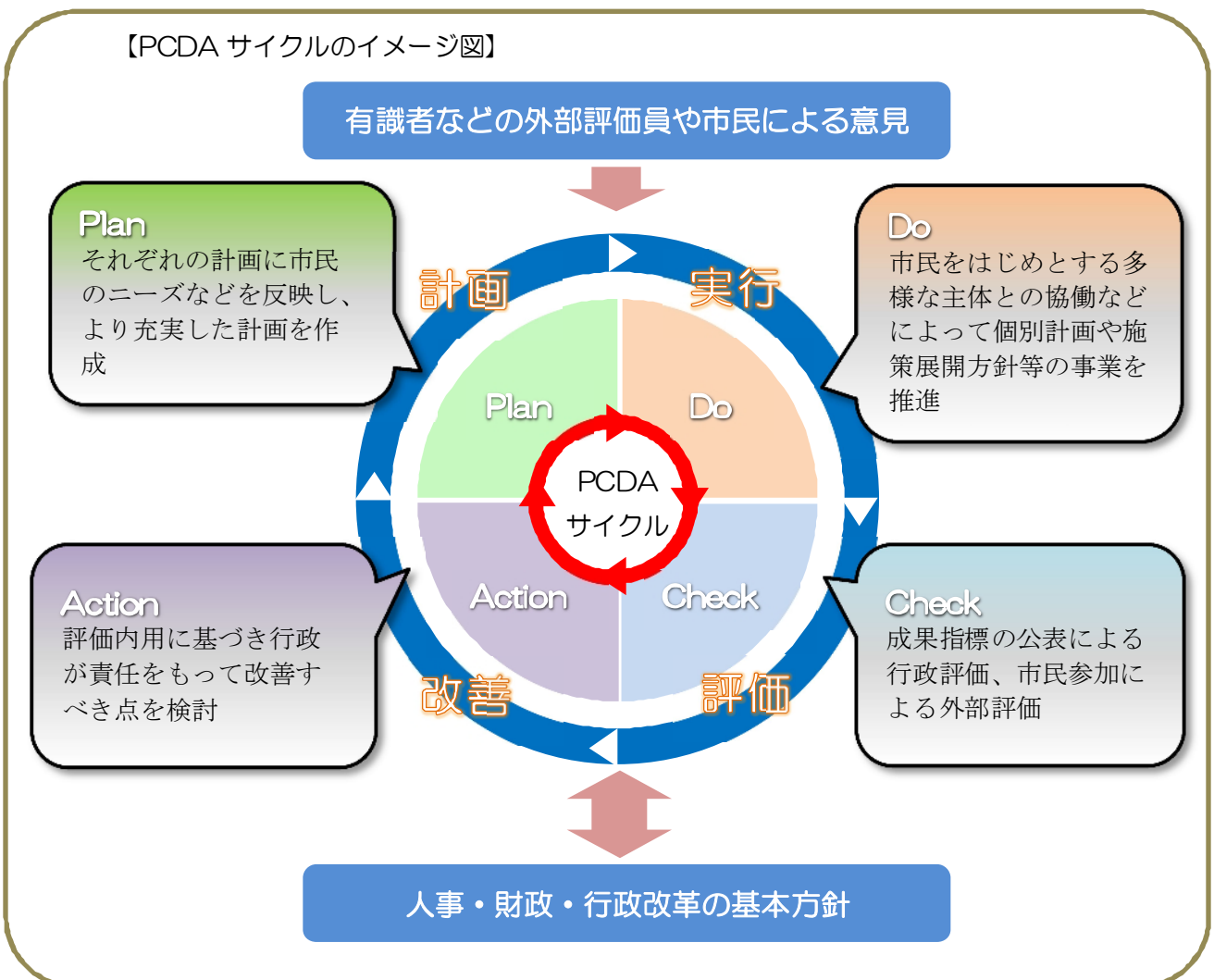
1 基本計画について

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの基本目標とまちづくりを支える政策に基づき、まちづくりの分野ごとに施策及び事業の体系をしめす分野別の個別計画で構成します。

分野別計画は、10年間の施策ごとの方向性を明らかにするとともに、平成30年度から平成34年度までの前期5年間の主な取組を示します。

また、本計画を着実に推進していくために、施策の選択と集中を図る先行プロジェクトを定めるとともに、予算との連動性を強化し、行政評価を活用したPDCAサイクルに基づく施策の進行管理を行う計画とします。

【PCDAサイクルのイメージ図】



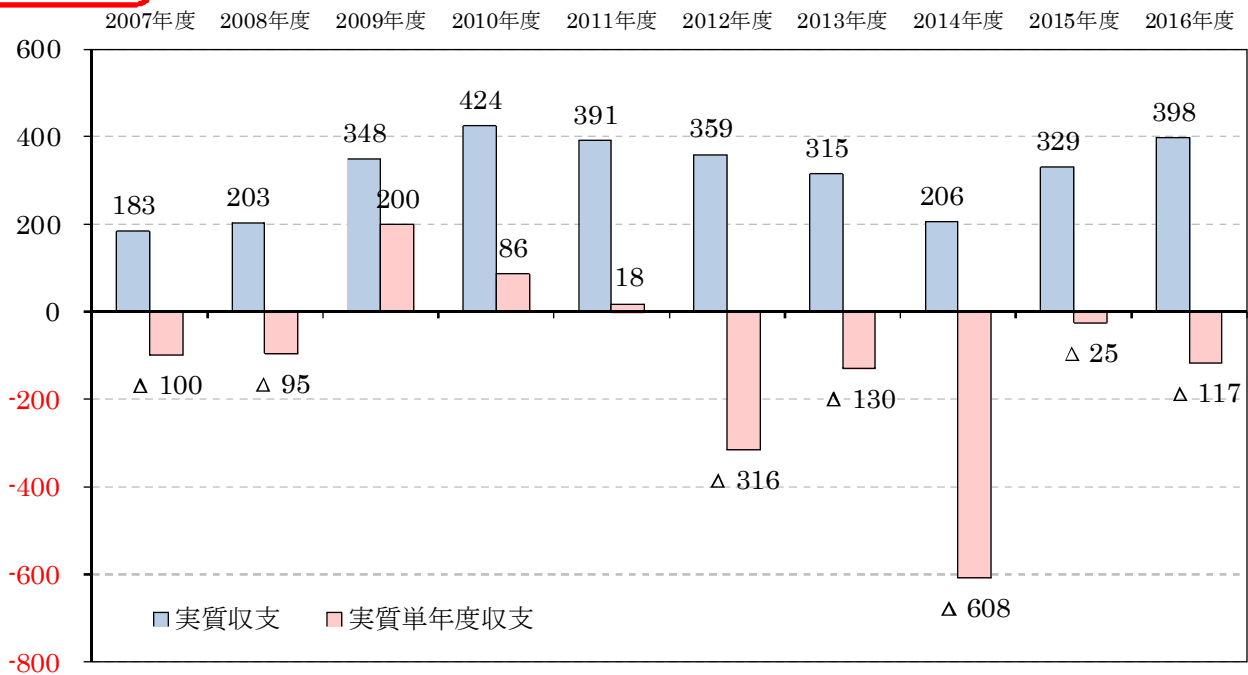
■本市の財政状況

本市の財政状況は、一般的に地方公共団体の黒字・赤字を判断する実質収支は黒字を確保しています。しかしながら前年度からの繰越金を除いた実質的な単年度の収支から赤字要素である財政調整基金の取り崩しを差し引いた実質単年度収支では、平成24年度以降赤字が続いています。特に平成26年度は、6億円以上の赤字となっており、基金に依存した財政体質となっています。一方基金残高は年々減少しており、このままでは基金が枯渇して赤字団体に転落する恐れがでてきました。

そのため本市ではこの危機的な状況から脱却するため、平成27年12月に「財政健全化計画」を策定して、職員数の削減や給与カット、臨時・嘱託職員の適正配置、物件費等のランニングコストの縮減、投資的経費の抑制、補助費等の見直しなどに取り組んでいます。

更新

(単位：百万円)



※実質収支

地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標です。

(実質収支)=(歳入－歳出の差額)－(翌年度へ繰越すべき財源)

※実質単年度収支

実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額(単年度収支)に、実質的な赤字・黒字要素(財政調整交付金積立て・取崩し、地方債繰上償還)を加減したもので、当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標です。

(実質単年度収支)=

(当該年度実質収支－前年度実質収支)+(財政調整基金積立)－(財政調整基金取崩し額)+(地方債繰上償還)

■今後の財政状況の見通し

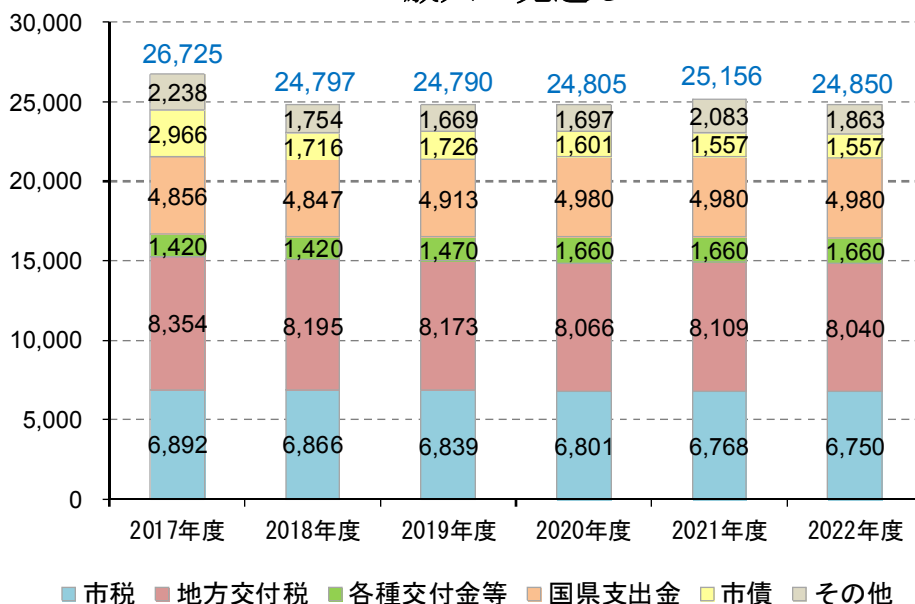
平成 28 年度決算においては、財政健全化の効果もあり、基金総額を減らすことなく黒字を確保することができました。しかしながら市税や地方交付税の収入額が減少する一方で、公共施設等の老朽化・長寿命化対策や障がい者自立支援給付費、子ども子育て支援関係費、介護保険給付費、後期高齢者医療費など社会保障関連経費の増加が見込まれるとともに、公共下水道事業特別会計や病院事業会計への多額の繰出しも引き続き必要となることから今後も厳しい財政状況が続くと考えられます。

このような中、長期総合計画に位置付けられた各種事業を実施するためには、「財政健全化計画」や「行政改革推進計画」の着実な実行はもちろんのこと、身の丈にあった事務事業の展開を進め、限られた財源を効果的に活用するため行政サービスの選択と集中、行政の効率化を図り、持続的なまちの発展に資するための取り組みが必要となります。

歳入の見通し

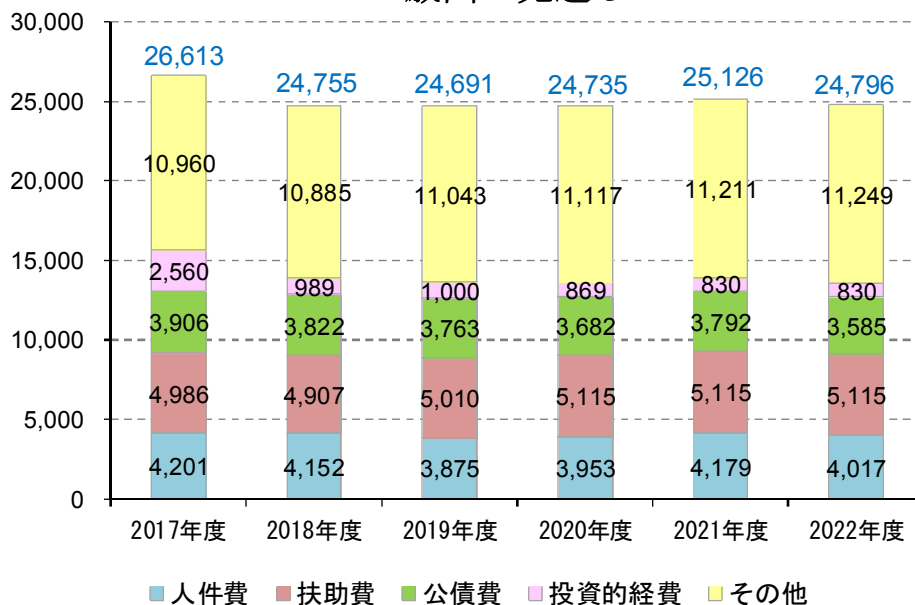
単位：百万円

更新



歳出の見通し

単位：百万円



3

行政推進の基本姿勢

人口構造の変化や厳しい財政状況、社会保障費の増加等、本市の行財政運営は大きな転換期を迎えています。こうした中、時代潮流の変化に迅速かつ的確に対応し戦略的に行政サービスの維持・向上を図るため、以下の3つの基本姿勢により基本計画の施策を推進するとともに、8つの具体的な取り組みを進めます。

【基本姿勢1】協働によるまちづくり

更新

■情報共有の推進

市政情報の積極的な公開化・共有化により、市民と双方向の情報交流を進めることで市政への積極的な参画を促すとともに、行政情報や市の魅力を発信するため、わかりやすいコンテンツの作成と時代の変化に対応できる多様な手段での情報発信・情報交流に積極的に取り組みます。

また市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、地域の課題や市の取り組みに関する相互理解を深めるため、市民との対話を大切にし、多様な仕組み・媒体を通じた幅広い情報の収集に取り組みます。

■市民参画の推進

市民と行政がそれぞれの役割を認識しながら、市民があらゆる分野におけるまちづくりに主体的に参画できるような環境を整備することで、多様な主体による「協働のまちづくり」を推進します。

【基本姿勢2】多様な連携の推進

■広域行政の推進

環境対策、防災対策、医療、福祉に関する地域を越えた連携が必要な課題について、効率的な広域行政の連携を展開するとともに、固有の魅力と活力を生かしながら新たな可能性を創造、発信できるよう、自治体間の連携を図ります。

■産官学との連携

多様化・複雑化する行政や地域の課題解決を目指すため、大学や民間事業者との研究・人的交流を進めるとともに、専門的知識を活用するなどの連携を図ります。

【基本姿勢3】持続可能な行財政運営

■健全な財政運営の推進

費用対効果の高い予算編成と効率的な予算執行に努めるとともに、財政の透明性を高め、市民に対する説明責任を適切に果たせるよう、統一的な基準による財務書類等を作成・公表するなど、わかりやすい財政情報の提供に取り組みます。

また、税負担の公平性の確保と適正な納税の維持や、公共施設の効率的な維持管理と削減・統廃合・再配置による効率化、普通財産の売却や賃貸借による有効活用など、行政資源の有効活用を図ります。

■効果的・効率的な行政運営

P D C Aサイクルによる進捗管理の仕組みを推進し、施策の進捗状況や成果について検証するとともに、事務事業の必要性・有効性・効率性などについても検証・分析を行い、見直し・改善に取り組みます。また、総合的・計画的な政策立案機能、総合調整機能を強化し、部門間の連携による横断的な事業展開を図ります。

■行政情報システムの構築と事務効率の向上

行政情報システムの一括管理・一元化により、情報化関連コストを削減するとともに内部事務の効率化を図り、同時に端末の物理分離化など、多様化・高度化する新たな脅威に対する情報セキュリティ対策の強化を図ります。

■人材の育成

職員研修の充実と多様化により、政策形成能力や創造的能力、コスト意識、経営感覚、並びにチャレンジ精神に満ちた人材の育成に繋がります。また、人事評価制度を活用することで、能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、評価者と被評価者の面談によるコミュニケーションを通じて、職員の士気向上と主体的な能力開発に繋がります。

■業務改革の推進

人口減少、少子高齢化など社会環境の変化に柔軟に対応する行政運営をすすめるため、より質の高い行政サービスの提供や効率的な経営の視点に立った行政体制を確保し、行財政改革の積極的な推進を図ります。

また、民間との適切な役割分担のもと、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、施設や業務の性質を見極めた上で、アウトソーシング化や指定管理者制度の活用、民間委託の拡大に取り組むなど、民間活力やノウハウの有効活用を図ります。

4

基本計画の体系

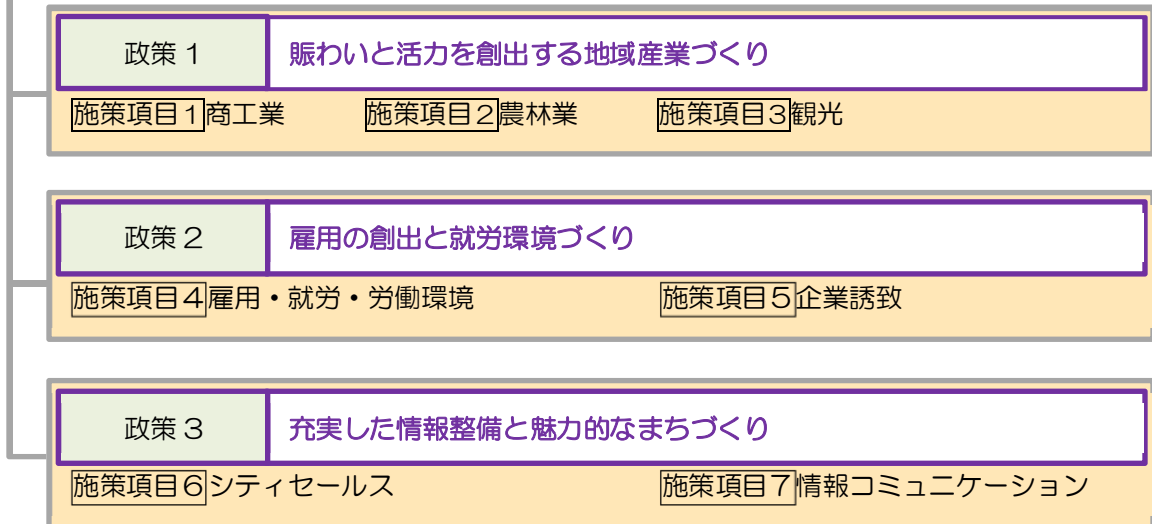
■ 3つの基本目標 ■ 9の分野別政策 ■ 37の施策項目

更新

基本目標

ともに創る

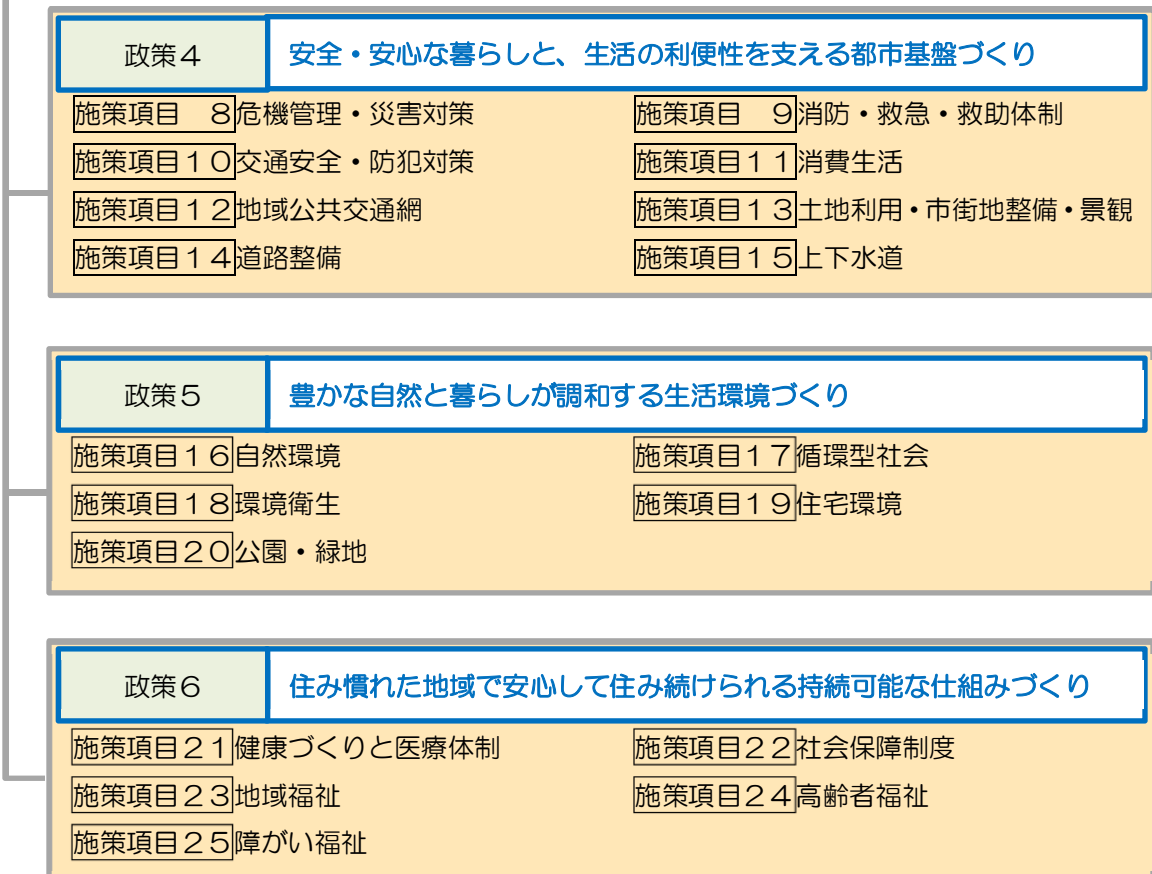
産業の振興と雇用を創出し定住できるまち



基本目標

ともに守る

安全・安心な暮らしを守り支えるまち



基本目標

ともに育てる

子どもから高齢者まで共に育み学び合うまち

政策7

一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり

施策項目26 人権尊重

施策項目27 男女共同参画社会

政策8

妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える地域づくり

施策項目28 子どもを産み・育てやすい環境

施策項目29 子ども・家庭の支援

施策項目30 地域・家庭・学校・行政の連携

施策項目31 学校教育

政策9

生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり

施策項目32 生涯学習

施策項目33 生涯スポーツ

施策項目34 豊かな歴史遺産

施策項目35 文化芸術と国際交流

施策項目36 青少年健全育成

施策項目37 地域コミュニティ

先行的に取り組むプロジェクトについて、ある施策に対して先んじて成果向上を図ることが有効であることから、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効率的かつ効果的に活用するため資源の適正な配分に繋げるよう実施します。

ともに
創る

働けるまちづくりプロジェクト

現 状

橋本市は大阪都心部へのアクセスが容易で通勤や物流において利便性が高く、京奈和自動車道の開通など広域幹線道路のネットワークによる交通アクセスの向上による「働けるまち」の好条件を備えた街です。

こうした中、市では、企業誘致の取り組みによる新たな雇用の場の創出や、創業・起業環境の整備促進による新たな産業創出の支援、地域の歴史と自然に培われてきた地場産業、農業の活力・生産性の向上などによる、市内での働く場づくりに取り組んでいます。

目 標

雇用の場の創出を図るため、市外から企業を誘致し産業を集積するとともに、市内の既存産業における雇用・就労の場づくりと産業活性化のための取組みにより、将来に向けての安定的な雇用量・質の確保と向上を図る。

事業概要

- ①企業の受け皿となる新規企業誘致用地等基盤整備を推進し、造成段階の早い時期より積極的に誘致活動を実施し、地域雇用の創出を図る。
- ②誘致企業の業種等についての検討も含め、就労ニーズのある企業の誘致に努めることで、地域雇用の創出を図る。
- ③はしもと産品ブランド化の推進や新しい販路の開拓、付加価値商品開発により、市内事業者の稼ぐ力を促進することで、就労の場づくりにつなげる。
- ④創業セミナーや創業相談等の実施により創業しやすい環境を整え、各種助成制度や融資制度を活用するとともに、創業・起業する者の促進と市内定着を図る。
- ⑤就農支援サイトの構築や就農相談の実施により就農しやすい環境を整え、新規農産物の産地化といった取組みにより農業に従事することの魅力向上を図ることで、就労の場づくりにつなげる。
- ⑥地場産業の担い手育成を進める。職場体験や工場見学の手続きにより雇用のミスマッチを少なくし、雇用の定着を図る。

ともに
守る

安心して住み続けられるまちづくり プロジェクト

現 状

全国平均よりも急激な高齢化率の上昇が懸念されているなかで、今後も医療や介護を必要とする人の増加が予測され、健康寿命の延伸に向けた健康づくりやさらなる介護予防の推進に取り組んでいます。このような状況のなか、地域における高齢者を支える活動を更に発展させること、また高齢者の生活支援に関わる方が連携して取り組む支えあい・助け合いの仕組みをつくる必要があります。行政主体の一律な支援だけではなく地域の实情に応じた支援が求められています。

本市では、住民主体の助け合い活動を創り、拡大させ、ネットワークを築く役割を担う第1層生活支援コーディネーターを地域福祉の中核を担う社会福祉協議会に委託（橋本市生活支援体制整備事業）し、第1層協議体を設立して、関係機関の緊密な連携のもとで、日常生活圏域（概ね地区公民館単位を想定）での第2層協議体設置に向けて取り組んでいます。

目 標

日常生活圏域ごとに第2層協議体を設立し、助け合い活動を生みだし広げていくとともに、その活動が有効に機能するために第2層生活支援コーディネーターを各地区に育成配置します。

地域支援事業における生活支援体制整備事業を活用し第2層協議体及び第2層生活支援コーディネーターの活動を支援する。また介護予防・日常生活支援総合事業を活用し有償・無償のボランティア等によって提供される買い物代行、移動支援、ゴミ出し、草刈りなど住民主体のサービス活動が円滑に取り組めるよう支援します。

事業概要

- ①高齢者の生活支援に関わる市民・団体のネットワーク化を進め、連携や協働が生まれやすい体制を構築する。関係する市民・団体・行政それぞれが役割を認識しながら、地域の实情に応じた支援を進め、また、支援の担い手となる人材の育成を進める。
- ②介護予防や健康増進だけでなく、生きがいつくりや居場所づくりのため、高齢者の持つ豊かな経験や知識を、子育てや防災等の地域の多様な活動に活かす。
- ③地域における助け合い活動に関わる人材育成のための養成研修会を開催するとともに第2層生活支援コーディネーター養成研修や交流会を実施し、生活支援コーディネーターが活動しやすい環境づくりに努める。



みんなで子どもを育てる まちづくりプロジェクト

現 状

近年の核家族化・少子化による地域のつながりの希薄化により、妊産婦やその家族を支える力が弱くなり、妊娠・出産・子育てに係る不安や負担が増大している中で、子育てに関わるあらゆる主体が連携して子育てに取り組んでいくことが求められています。

橋本市では複雑化・深刻化する子育ての問題に対処するため、妊娠・出産から18歳までの切れ目のない子育て支援を実施するため「子育て世代包括支援センター」を開設し、子どもの成長過程の中での様々な問題に対応できるよう、教育現場と保健・医療・福祉行政の連携を進め、それぞれの取組みの隙間を埋めるための仕組み作りを推進しています。

目 標

子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）機能強化し、こどもに関わる様々な機関が連携し、妊娠・出産から18歳までの切れ目のない総合的な支援体制を整えることで、様々な問題を分析、検証し、課題解決します。

また、「子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）」が、教育現場や地域住民と連携することで「学校プラットフォーム化」を進め、安心して子育てできる地域づくりを目指します。

事業概要

- ①乳幼児期から18歳までを見通した総合的な支援が可能となる「子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）」の機能を強化した支援体制を構築する。
- ②安心して子育てできる環境をめざして、早期にSOSをキャッチできる体制づくりに取り組み、虐待・不登校・学力支援などの課題の解消に向けた方策を関係機関、地域との連携により構築する。

基本計画（基本目標別 個別施策）の見方

施策の章立てを示しています。

施策の名称と施策の説明（取組み方針）を示しています。

分野別
政策4

施策項目
13

安心・安全な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり

土地利用・市街地整備・景観

【まちづくり課】【市街地整備】【農林整備課】【総務課】

■現状

- ・高齢化・人口減少社会の到来、環境意識の高まりなど、社会的環境が大きく変化し、また、京奈和道路・橋本バイパスの開通などにより人・ものの動きも変化してきています。このような状況のなか、本市や県で定めている国土利用計画や都市計画、及び農業振興などに関する土地利用計画は、社会的状況等の変化への対応が必要となってきています。
- ・人口増大、経済拡大を念頭にした土地利用計画では、市街地の拡散が進み中心市街地などで空洞化が発生し、日常生活サービス（買い物・医療など）の維持が困難になってきています。
- ・土地所有者等（地権者）の高齢化が進み、特に山間地域の筆界（境界）が不明確となるなど、土地の境界確認に必要な地籍調査の実施が困難になってきています。
- ・今後の人口推移からすると、既成市街地内の人口密度が低くなっていくことが予想されるため、居住者のない住居に対しても維持管理を促しています。また、太陽光発電事業など、今まで無かった景観を形成する建築物・工作物などにより、既存の景観に変化が生じています。

この施策をとりまく課題や市民の意識の現状を示しています。

■今後の課題

- ・最近のまちづくりにおいては、上記のような本市をとりまく状況の変化により、成長型のまちづくりから成熟型（都市機能の集約化）へ土地利用計画の転換が求められています。
- ・長期的視野に立ち、本市の都市計画を計画的かつ総合的に推進するのはもちろんのこと、社会情勢の変化などにより必要に応じた見直しが必要となっています。
- ・拠点整備により拠点内の人口密度を高め、日常生活サービスや各種行政サービスを高め、市民や移住検討者に選ばれる都市づくりを行っていく必要があります。
- ・地籍調査については、時間の経過と共に、地権者の高齢化によって境界確認が困難になり、調査の長期化が見込まれることから、早期に調査を推進することが必要となっています。

■10年後の目指す姿

一定の集積を有する区域毎に集約型のまちづくりを進めることで、子供から高齢者まで安心して暮らせる都市（まちや集落）の拠点を形成し、これらの拠点を公共交通で結ぶことで安全と賑わいのある都市を目指します。

10年後の目指す姿が分かるよう示しています。

現状と課題をふまえ、今後の施策の方向性を示し、それにとまなう事業の種類として（継続や新規等）について示しています。

見開いた時に施策体系が分かるよう示しています。

■ 施策の展開

①土地利用の規制誘導による秩序あるまちづくり	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●社会情勢の変化に対応するべく上位計画に基づき、計画的かつ総合的なまちづくりの推進のため、新たな都市計画マスタープランの作成を推進します。 ●高野口地域の計画的な土地利用の規制・誘導や秩序ある建築活動を誘導するため、用途地域等の指定を検討します。 	
②良好な市街地景観、田園景観、緑の景観の保全	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県屋外広告物条例に基づき、秩序ある景観形成を図るため、規制・誘導及び違反広告物の撤去に努めます。 ●良好な景観の形成に関する理解を深めるため関係法令の周知を図ります。 ●大規模開発等にあつては、良好な景観の形成を図るため、和歌山県景観条例に基づき、適正な指導に努めます。 ●本市の景観形成を先導する公共施設などの整備などにあつては、周辺環境と調和した意匠・形態や色彩等に配慮した整備に努めます。 	
③住環境整備の総合的・計画的な推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●居住者の高齢化が進む地域や空洞化が進む地域では、生活利便施設の立地などを誘導することで生活環境を充実し、地域の活性化を促進します。 ●橋本駅前周辺（中心市街地）の土地区画整理事業継続地区については換地処分を実施します。また、除外地区については防災機能や住居環境の改善に向けた整備を検討します。 	
④都市活動の拠点となるエリアの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●都市活動でのさまざまなサービスを効果的に享受できるよう、都市拠点及び地域拠点の集約的整備を検討します。 	
⑤特定機能の集積を行かすエリアの形成	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●工業団地の造成にとまない、近隣住宅地との調和を図るため特別用途地区の活用を図ります。 	
⑥地籍調査事業の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●土地の明確化や土地の有効利用を促すために、地積調査に努めます。 	

基本
目標
【Ⅱ】

守る
13

安心・安全な暮らしを守り支えるまち（健やかな暮らしを守り支えるまち）

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
地籍調査済み面積	47 km ²	52 km ²	58 km ²
新都市計画マスタープラン作成進捗率	0%	20%	100%

10年後の目標値を示しています。

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

（未設定）

この施策を進めるにあつて、市民・事業者の主な取組みを参考として示しています。

■ 関連する個別計画

◆橋本市都市計画マスタープラン

この施策に関する計画等を示しています。

HASHIMOTO CITY

【ともに創る】

基本目標 産業の振興と雇用を創出し定住できるまち

政策 1

賑わいと活力を創出する地域産業づくり

施策項目 1

商工業

- ①商業サービスの充実
- ②工業と地場産業

施策項目 2

農林業

施策項目 3

観光（観光まちづくりの推進）

政策 2

雇用の創出と就労環境づくり

施策項目 4

雇用・就労・労働環境

施策項目 5

企業誘致

政策 3

充実した情報整備と魅力的なまちづくり

施策項目 6

シティセールス

施策項目 7

情報コミュニケーション

①商業サービスの充実

■現状

- ・京奈和自動車道等の整備により、市内外の大型店舗へ購買力が移行していると共に、インターネットなどを活用したマーケットの多様化により、市内小売店は危機的状況にあります。
- ・地域に密着した商店は、日常生活の利便性や地域のコミュニティ機能による活性化に欠くことのできないものとなっています。
- ・全国的に観光需要の高まりやインバウンドによる海外からの観光客が増加している中で、本市でも地域の物産や特産物が注目されています。

■今後の課題

- ・様々な商業サービスの充実が求められる中、新たな需要に対応するために商業者に対して、経営の健全化や基盤強化等の支援に取り組む必要があります。
- ・駅前や商店街が衰退し、空き店舗等が増加していることから、観光需要や市民の暮らしの再生が必要です。
- ・地元で商業サービスを創業・起業しやすい環境整備を充実する必要があります。
- ・農・商・工・観光の連携により地域の農産物や地域の特産品、体験型旅行商品などを活かした商業サービスが提供出来る機会や商業施設の充実を促していく必要があります。

■10年後の目指す姿

商業、サービス業の振興や新たな産業の展開を促進するとともに、暮らしやすい自立したまちづくりを目指します。

また、新たな創業者や事業承継者が農や観光と連携した物販・飲食などの商業サービスを展開し、一定の賑わいを取り戻している状態を目指します。

■ 施策の展開

① 魅力あふれる店舗・商業サービスの充実	継続、新規
<ul style="list-style-type: none"> ● 商店が集積している地域では、より商業機能を充実し、満足度の高い商業サービスと雇用の創出を促進します。 ● 林間田園都市、橋本など通勤の拠点駅前地区では、通勤者などにとって利便性の高い商業サービスが提供出来るように商業機能の充実を推進します。 ● 商工会議所・商工会と連携し、地域に密着した商店や魅力ある商店づくりに向けた支援を行います。 ● 農・商・工・観光が連携した農産物や地域の特産品、名物料理などを活かした商業サービスの充実を促進します。 	
② 商業環境の充実	継続、新規
<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模小売店舗の進出については、都市計画法や大規模小売店舗立地法に基づき、周辺環境と調和する施設整備及び運営を事業者に要請します。 ● 駅前や市内商店では、観光需要など新たな機能を取り入れて、空き家・空き店舗の利活用の促進に努めます。 	
③ 商業サービス充実のための各種制度の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 商工会議所・商工会と連携し、経営の基盤を強化できるよう、販売戦略、経営セミナーなどの開催を支援します。 ● 国・県や関係機関と連携を図りながら、事業者に対し支援制度の情報提供を推進めます。 	
④ 商業イベントの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街連合会等の実施するイベントを支援することで、顧客の開拓と顧客サービスの充実を図ります。 ● 地域の夏祭りや商工業祭りなどの支援により、新たな商業観光の需要開発を促進します。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
商業サービス従業者数（小売業・卸売業）	3,527 人	3,527 人	3,527 人
年間商品販売額	77,212 百万円	77,212 百万円	77,212 百万円

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 日常品の買物は地元商店での購入に努めます。
- ・ 市民ニーズや高齢化に対応したサービスの提供及び情報発信に取り組みます。
- ・ 事業者が連携し、魅力的な商業サービスの提供や各店舗それぞれの特徴や強みを生かします。

②工業と地場産業**■現状**

- ・本市の企業は中小規模の事業者が多く、社会経済情勢の悪化に対して直接的に影響を受けやすい状況となっており、これらに企業の経営基盤の強化が求められています。
- ・国の伝統的工芸品に指定された「紀州へら竿」や国内シェアの大半を占める「パイル織物」等、産地化され生産してきた地場産業がありますが、後継者不足が問題となっています。
- ・それらの地場産品は高い技術力と品質を備えています、市外への情報発信が不十分となっています。

■今後の課題

- ・中小規模の事業者の経営環境の変化に対応するため、商工会議所・商工会との連携のもと経営の健全化や基盤強化充実等の支援に取り組む必要があります。
- ・地場産業の後継者の育成や優れた技術の継承、経営の健全化・基盤強化などの支援に取り組む必要があります。
- ・本市の特産品を全国・海外へと情報発信し、「はしもとブランド」として知名度を上げるとともに、独自のブランドや新しい商品の創出、既存の商品の付加価値の向上を図る必要があります。

■10年後の目指す姿

- ・企業誘致の波及効果によって中小企業の生産力が向上し、一定の雇用が期待できるような状況となっています。
- ・へら竿やパイル織物などの伝統産業が継承・発展していくために、後継者の育成や技術の高付加価値化が行われている状況となっています。
- ・市内の地場産品・特産品や開発された新商品が、「はしもとブランド」として国内外に広く支持・認知される状況となっています。

■ 施策の展開

①工業の振興	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●経営能力の向上と後継者の育成を図るため、各種セミナーや支援制度の活用等により、継続的な人材育成を支援します。 ●市内企業の工場新設などによる事業規模の拡大に対して、各種優遇制度を活用し支援します。 	
②地場産業の経営基盤の強化	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業の経営安定と設備の近代化に必要な資金需要が見込まれるため、各種融資・助成制度の周知や、低利融資事業の拡大等を国、県などに要請します。 ●商工会議所・商工会等と連携しながら、経営指導診断体制の確立を図り、経営指導の強化、情報提供等により経営の合理化、効率化を促進します。また、研修事業を通じて事業者と後継者の指導・育成支援を図ります。 ●各種展示会・見本市等への参加を支援し、地場産業等のPR活動の充実に努めます。 ●地場産業の後継者育成学校の開校や、体験・学習メニューの開発・実施に取り組みます。 	
③はしもと製品のブランド化の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●地場産業等のPR活動を進めるため、国内及び海外の各種展示会・見本市等への参加を支援します。 ●ふるさと橋本応援寄付金を活用した地域製品の生産量や販路の拡大を推進します。 ●ブランドアドバイザーを招いた講習会開催や新商品開発支援等により、事業者・生産者を支援します。 ●大学等との連携や地域密着型イベントの開催により、経営能力の向上、人材育成を図ります。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
伝統的工芸品職人の育成（へら竿）	—	4人	8人
新商品開発件数	24件	49件	74件

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・地元の新規就業者や中途就業者の雇用創出に努めます。
- ・創意工夫により経営基盤の安定・強化、経営の革新に取り組むよう努めます。

■現状

- ・農業は食料の供給と併せて、その活動を通じ、国土の保全、自然環境の維持、地球温暖化防止への貢献、憩いとうるおいの場の提供などの役割を担っています。しかし、耕作者の高齢化や後継者の不在に加え、収益が不安定である農林業に対する魅力が低い等の理由により離農者が増えています。
- ・柿や米の価格低下や自然災害や獣害によって農業経営が成り立たず、耕作放棄される農地も増加しています。
- ・市の農林水産物の魅力や価値が、市外に十分伝わっておらず、また食の安全、地産地消の取組みの周知も十分ではありません。
- ・林業は木材をはじめとする林産物の供給と併せて、その活動を通じ国土の保全や水源のかん養などの多様な役割を担っています。しかし、年々林業経営は厳しさを増しており、その安定化や後継者の育成、森林の適正管理が必要となっています。
- ・農業用ため池が自然災害等の被害を受けた場合に備え、ため池ハザードマップを作成するなど防災意識の向上を図っているが、危険度の高いため池の改修が進んでいません。

■今後の課題

- ・農泊、農家民泊や観光、体験農園など多様な取組みを進めることや、新たな農産物の産地化や地の利を活かした商標による農作物のブランド化や販路開拓・強化などによって農業収入の向上を図り、農業に従事することの魅力向上や、担い手の確保に取り組む必要があります。
- ・既存の直売施設のPRや地元農産物の学校給食などへの利用など、地産地消の更なる推進が必要です。
- ・有機栽培や低農薬、無農薬栽培の農産物に対する価値も高まっている昨今、慣行農法を正しく理解した上で、これらの農業を消費者に対してPRすることが必要です。
- ・公共建築物等では、積極的に木材の使用を促すなど木材の需要拡大が課題です。
- ・橋本市民の森など森林とのふれあいの場として維持しつつ、地域との協働による管理など効率的な運営が課題です。
- ・農業生産の維持や農村環境の向上のため、耕作放棄地の発生防止や利活用や農道やため池等の維持・管理が必要です。

■10年後の目指す姿

- ・食の安心・安全や地産地消に対する市民の認知が広がるとともに、農家の平均所得が向上し、担い手が十分確保されており、女性や高齢者を含め経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者が活躍できています。
- ・休耕地や耕作放棄地の増加が抑制され、本市の農林水産物が「はしもとブランド」として広く支持・認知されています。
- ・国土の保全、水源のかん養、保養休養や教育の場などの役割が保たれるとともに、多様な担い手が確保され、地域資源を活かした持続性のある林業が展開される等により、適正な森林の保全がなされています。

■ 施策の展開

①魅力ある農業の振興	継続・新規
<ul style="list-style-type: none"> ●優良な農畜産物を国内外へ効果的にPRし、はしもとブランドの振興を図るとともに、有効な新規農産物の産地化に取り組み、また農家民泊や農業体験等による農家のプラスワン収入を獲得するなど農家所得の向上に努めます。 ●ふるさと橋本応援寄附金を活用した地域製品のPRを行います。 	
②生産基盤の整備の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●作付けにあたっては、需要動向の徹底した把握と、災害や病気に強い品種、低コスト化が図れる品種の導入を促進します。 ●農地中間管理機構を積極的に活用し農地の集積に努めます。 	
③農村環境の整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●快適で安全な農村環境づくりに努めるため、農道・用排水路・ため池の適切な維持・管理などを促進します。 	
④担い手の確保と育成	新規
<ul style="list-style-type: none"> ●就農支援サイトの構築により元気な担い手情報や補助金などの支援情報を発信することや、きめ細かい就農相談の実施により新たな担い手が就農しやすい環境を整えます。 ●県、市など関係機関が連携した営農指導による新規就農者を育成します。 ●農作物の栽培講習会などによる農業に対する興味の醸成を図ります。 	
⑤林業基盤の整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●林業の生産性の向上を図るため、森林管理や林業経営の基幹となる林道の適切な維持・管理に努めます。 ●森林組合と連携をとり、後継者の育成・確保に努めます。 	
⑥森林資源の利活用の推進と適切な維持管理	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●橋本市森林整備計画に基づき、森林の適切な管理と林業の振興に努めます。 ●森林組合との連携により、間伐材の利用を促します。 ●「紀の国森づくり基金」等を活用した森林環境の保全をはじめ、橋本市民の森など森林とふれあいの場を活用した森林の重要性の普及・啓発、体験などをすすめます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
農家の平均所得	2,215 千円	2,500 千円	2,700 千円
新規就農者	9 人	15 人	20 人

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・消費者としてどのような農作物を望むのか情報提供を行います。
- ・地元の新規就農者や中途就業者の雇用創出に努めます。
- ・地場産材の利用に努めます。
- ・市民の森など森の必要性を学び、林業への理解を深めます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本農業振興地域整備計画書
- ◆ 橋本市食育推進計画
- ◆ 橋本市森林整備計画

■現状

- ・本市は、都心部からのアクセスが容易である立地条件や、豊かな自然、歴史・文化に育まれた豊富な観光資源を有していますが、観光施策はイベントなどの一過性の集客策が多く、地域の特性や資源を十分活かした魅力ある観光地づくりが進められていません。
- ・2016年10月に「紀伊山地の霊場と参詣道」の一つである、高野参詣道「黒河道」が世界遺産に登録されたことをうけ、世界遺産を中心とした橋本・伊都地域の観光ポテンシャルは高くなっています。

■今後の課題

- ・観光客のニーズが高い地域資源を活用した体験型観光を構築し、近隣の市町と一体的に地域の魅力を情報発信することにより集客を図り、地域内での観光消費額を増加させる仕組みづくりが必要です。
- ・全国的に年々増加する外国人旅行者の受入れ体制の整備（インターネット環境、多言語表示、観光案内サービス等）が必要です。
- ・世界遺産登録を機に、住民の観光に対する意識向上や観光ガイドのスキルアップのための研修などの取り組みが必要です。
- ・特色ある効果的なPR戦略（鉄道会社との連携等）、情報発信システムの強化が必要です。
- ・本市の豊かな自然、歴史文化などを活かした観光商品のメニューを充実させるため、地域の観光関係者や地元住民などからの情報提供と連携する体制づくりが必要です。

■10年後の目指す姿

国内外から観光客を呼び込み、自然、歴史、高野山麓で育まれた特色ある農商工文化（農業体験・美食、多彩な物産、伝統的工芸品）を満喫できる街を目指します。また、地域にあった観光地づくりとして、地域住民、観光関係団体等と連携することで、地域活性化に繋がるよう「おもてなしの心」で訪れる人々に満足していただける観光のまちづくりを目指します。

■ 施策の展開

①観光資源の活用	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●交流人口の拡大を図るため、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の一つである、高野参詣道「黒河道」をはじめ、各地域の文化遺産や観光資源を生かした、テーマ性・ストーリー性をもった魅力ある観光周遊ルートを構築します。 ●JA や農業生産団体などと連携して、食の体験メニューの充実を図るとともに、既存のレクリエーション施設を活用し、民間事業所や観光団体、商工会議所・商工会などと協力した各種イベントの充実を図ります。 	
②観光客の受入れ体制の整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●インバウンド振興として、訪日外国人観光客に対する多言語案内表示や HP、フリーwi-fi、など環境の整備を推進します。また、宿泊施設（民泊）など受入れ促進に向けた取り組みを支援します。 ●各地域に点在する観光資源の魅力強化を図るための整備として、橋本駅前のはしもと広域観光案内所や地元住民・観光ボランティアガイド等と連携して情報収集を行うための体制づくりを促します。 	
③観光プロモーションの推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●観光客の利便性向上のため、ターゲットを明確にし、様々なメディアなどを活用したプロモーションや魅力発信を行います。 	
④観光交流型の商業サービスの構築	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●伝統産業や農業などの体験型旅行商品を企画します。 ●DMO や観光関連事業者との連携を図り、旅行商品の販売などにより地域内での旅行消費額の増加に努めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
観光客入込数	1,351 千人	1,621 千人	1,756 千人
一人あたり旅行消費額	8,209 円	9,851 円	10,672 円
延べ宿泊者数	72,901 人	87,481 人	94,771 人

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・おもてなしの心（ホスピタリティ）で観光客を迎えます。
- ・身近な地域資源（世界遺産、歴史、自然等）に関心を持ち、SNS 等を活用して市内外に対して情報発信を行います。
- ・受入れ環境の整備を行いやすいように、市民や地元団体・事業者等の交流の場や研修などを活発に行います。

■現状

- ・本市を含むハローワーク橋本管内での正社員有効求人倍率は全国値より低くなっています。
- ・本市の創業比率は2014(平成26)年度で4.4%と全国平均(6.3%)を下回っています。
- ・本市ホームページ上でハローワークフレッシュ求人仅提供信息を提供しています。

■今後の課題

- ・新規企業誘致用地の整備を進めるとともに、就労ニーズのある企業(職場)の誘致を促進し、地域の雇用創出を図っていく必要があります。
- ・効果的な求職情報の提供を図っていく必要があります。
- ・事業者が求める人材育成と若年層の求職ニーズを把握する必要があります。

■10年後の目指す姿

商工業の振興による他産業への波及効果が生まれ、若年者等の就職など地元での一定の雇用創出が期待できるような状況を目指します。

■ 施策の展開

①就労の場づくりの推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●企業誘致の推進を図り、新しい雇用の場の創出を促進します。 ●既存産業の活性化による雇用の場の確保を図ります。 	
②就労環境の改善	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●労働環境向上のため、多様な働き方を支援する法律や制度内容等の周知・啓発に努めます。 ●求人情報などの情報提供を行います。（ホームページなどでの地元事業者の求人情報） ●各種助成制度などの情報を収集、地元事業者へ提供するとともに活用を促進し、就業環境の改善に努めます。 	
③創業・起業環境の整備促進	新規
<ul style="list-style-type: none"> ●市、商工会議所並びに商工会に創業相談窓口の設置し、事業支援を行います。 ●商工会議所及び商工会と連携し創業セミナーを開催します。 ●小規模事業者に対し、創業・起業経費の一部補助を行います。 ●県の融資制度の活用や創業資金利子補給等の支援を行います。 	
④就労に関連する各種機関との連携の強化	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークなどと連携し、就労ニーズや雇用状況を把握し、年齢や適性・能力に応じた就業機会が提供されるように努めます。 ●企業に対し障がい者の雇用促進を要請します。 ●ハローワーク及び高等学校と連携を図り、新規就業者や中途就業者の雇用を促進します。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
市内就業率(市内就業者数/就業者総数) 資料：H27 国勢調査、常住地による15歳以上就業者数	54.1%	55.3%	56.5%
創業比率(H24～26)	4.4%	5.0%	全国平均を超える水準 ※基準値時点による 全国平均は6.3%

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ハローワークなどでの積極的な求職活動に努めます。
- ・市民および市への求人情報の提供に努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市創業支援事業計画

■現状

市北東部の「紀北橋本エコヒルズ」等、市内では12年間で28社の企業が新たに操業しています。また、その東部では新たに約140haの工業団地開発事業が計画され、京奈和自動車道の開通など広域幹線道路のネットワークによる交通アクセスの向上など、工業立地条件が整ってきたことから、今後さらに新たな工業誘致の促進が期待されています。

■今後の課題

- ・新規工業団地の整備の促進を図ると共に、技術力や付加価値の高い製造業や物流業の誘致を促進し、地域経済の活性化を推進する必要があります。
- ・製造業及び物流業の誘致だけでなく、IT関連企業等のソフト産業等の誘致を促進し、地域経済の活性化を推進する必要があります。

■10年後の目指す姿

新規工業団地への企業立地及びIT関連企業等のソフト産業等の誘致が進み、商工業の振興による他産業への波及効果が生まれ、若年者等の就職など地元での一定の雇用創出が期待できるような状況を目指します。

■ 施策の展開

①企業用地等基盤整備の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●（仮称）あやの台北部用地への新規工業団地の整備促進と企業誘致の推進を図ります。 ●大規模未利用地についても、企業用地としての誘導を図ります。 ●新規工業団地では、環境に配慮した工業拠点の形成を目指します。 	
②企業誘致活動の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●新しい雇用の場の創出のため、積極的に企業訪問を行い企業の集積を促進します。 ●京奈和自動車道など道路のネットワークの利便性を活かした工場と物流業の相乗効果を目指した工業拠点の形成を目指します。 ●IT関連企業及び宿泊業等といったソフト産業・サービス産業の誘致を促進します。 	
③関係機関との連携による企業立地環境の支援の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県と連携を図り、税優遇や奨励金等により支援を行います。 ●和歌山県と連携を図り、工場等建設に係る各種手続きのサポートを行います。 ●ハローワーク及び高等学校と連携を図り、若年者等の新規就業者や中途就業者の雇用を促進します。 ●誘致企業と連携を深め、事業の発展や企業間の連携等を目的とする企業団地協議会の設置について検討を行ないます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
誘致企業従業員数	814人	1,000人	1,200人
誘致企業件数	34件	42件	52件

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・地元の新規就業者や中途就業者の雇用に努めます。

■現状

- ・橋本市は平成 11 年をピークに人口減少が進み、転出超過が続いています。また、全国的な認知度が低く、イメージやブランドが確立されていません。
- ・橋本市に住み続けたいと考える市民が 77%を占めているものの、20 代では 66%と定住意向が低くなっています。(平成 24 年度実施 まちづくりのための市民アンケート調査)

■今後の課題

- ・市への転入を促進するとともに転出を抑制する取組みを進めていく必要があります。
- ・市外から人や企業を呼び込むため、橋本市の特色や魅力を伝え、認知度やイメージの向上を図る取組みが必要です。
- ・市の魅力を効果的に発信するため、広報紙、市ホームページだけでなく、SNS の活用といった市民の趣向や I C T の発展に応じた情報発信が求められています。
- ・市民等が地域の魅力を再認識するとともに、愛着や誇り（シビックプライド）の醸成を図る必要があります。
- ・人口減少、少子高齢化による地域産業の担い手不足や空き家の増加などの地域課題に対し、移住推進による地域と移住者のマッチングが求められています。

■10 年後の目指す姿

市民が地域に愛着や誇りをもち、自らが橋本市に定住、またはUターンするとともに、市外に市の魅力を発信する意識が向上している。また、全国的に橋本市が認知され、暮らしや、地場産品、観光、企業、人などの資源に対する価値が付加されている。これらにより、定住人口や交流人口が拡大する魅力と活力がある橋本を目指します。

■ 施策の展開

①シティセールスの推進	新規
<ul style="list-style-type: none"> ●シティセールスを進めるため、伝えたいメッセージを明確にした上で、統一した方向性のもと情報発信を行うとともに、U・I・Jターンを対象に発信の手法を変えるなど戦略的な情報発信を行います。 ●シティセールスの目的や方向性を市民や企業、民間事業者、団体、大学、行政が共有し、継続性・統一性のある取組みを進め、市の魅力を再認識し磨き上げるとともに、市外に対し橋本の魅力を伝えます。（市民参加型事業の推進） 	
②移住定住の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●橋本暮らしのイメージや魅力を全国に向けて発信するとともに、ワンストップでの移住相談や地域と協力した移住・定住支援の取組みを推進します。 ●移住・定住促進のため、住宅支援や空き家の利活用を促進し、移住定住促進を図ります。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
住み続けたいと思う市民の割合	77%	78%	80%
社会動態の転入者／転出者の率	83%	84%	85%
移住相談件数	83件	130件	240件

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・橋本市に対して愛着や誇りを持ち、市外に対して情報発信を行います。
- ・家族の同居や近居、空き家活用、子育て世代の支援を行うなど、若者が住みやすいまちづくりを行います。
- ・移住者などに対し、地域への受入れ体制を整えるとともに、地域情報や交流できる場の提供に努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市シティセールス基本方針

■現状

- ・市民に行政情報を様々な媒体によりお知らせするために、広報紙、インターネットを活用したホームページ、SNSによる情報発信を行っています。
- ・情報発信については、アクセシビリティの改善や、わかりやすい、読みやすい工夫などを図るなど、親しみある情報発信に努めています。また、行政情報や橋本の魅力をわかりやすく発信するために動画配信に積極的に取り入れています。
- ・市政に関心をもってもらうための記事や市の魅力発信には市民の協力が必要であり、市民との協働によるコンテンツ作成に取り組んでいます。
- ・「市長への手紙」などを通じ、市民からの提言を受け付けています。また、カフェミーティングなどを開催し、市民同士の話し合いの中から市民の意見聴取に取り組んでいます。

■今後の課題

- ・行政と市民の情報共有、コミュニケーションを通して、市民のニーズや関心事を把握し、「市民が十分に理解できる」ことに重点を置いた「伝わる広報」への改革が必要です。
- ・情報を作成する際には、アクセシビリティの改善に努めるなど情報を受ける立場に立った情報作成が求められます。発信する手段も多種多様であるため、伝えたい層に伝わりやすい手段を用意し、メディアミックスなどの手法を用いた情報発信を行う必要があります。
- ・動画による情報発信は、より多くの情報をより短時間で伝えることができる点や、文字や画像よりわかりやすく情報が発信できることから、今後は動画を活用した情報発信・魅力発信を充実していきます。
- ・市民との協働による記事や動画、その他のコンテンツの作成や、市民自らが市の魅力発信の担い手となる取り組みがより一層必要となります。
- ・市民協働を進めるためには、行政から市民への情報発信と同様に、市民からの情報収集も欠かせないため、その機会や手段を増やすことが必要です。

■10年後の目指す姿

きめ細やかでわかりやすい広報活動などにより情報発信が充実し、市民との情報共有が進むことで市民との協働のまちづくりが一層進んでいます。

■ 施策の展開

① 広報活動の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報はしもと」では、行政情報や重要施策について、わかりやすく、きめ細やかに伝えます。また、市民ニーズ、関心事に応じたテーマについても発信するなど充実を図ります。 ● ホームページの充実や、動画配信など情報発信の充実を図ります。また、SNSを活用した情報発信を推進します。 ● 市のPRを積極的に推進するためマスメディアを活用するとともに、その資料についても、要点を押さえた視覚効果の高い資料作成を行います。 	
② 広聴活動の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 「市長への手紙」や市政モニター制度などを活用した広聴活動の充実を図ります。 ● タウンミーティング、出前講座、住民説明会など、広く市民から意見を聴取する機会を設け、まちづくりへの市民参画を促進します。 	
③ 魅力情報発信の強化	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民ニーズや関心事の把握や分析を行うなどし、広報紙、ホームページなどによる情報発信の内容をさらに充実させるとともに、市民協働による特色のある情報発信を行います。 ● 「橋本」の知名度やイメージの向上を図るためには、視覚や聴覚などに訴える印象度の高い手法が重要です。そのため、「橋本市シティセールス基本方針」に基づき、「橋本」らしさを表現する統一した戦略を展開します。 	
④ 情報発信に関する人材育成及び民間活力の導入	新規
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報全般に関する意識の高揚と、広報を行う上で必要となる技術力向上のための職員研修を実施し、「広報力」の向上を図ります。 ● 広報紙の記事や魅力発信のコンテンツ作成には、市民参加により、市民目線の成果物となるよう取り組みます。 ● 市民はまちをPRする重要な担い手であることから、市民に向けた情報発信を強化し、SNSなどを活用した情報発信を市民自らができるように取り組みます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
市ホームページ年間閲覧数	4,532,609 回	4,759,000 回	4,985,000 回
SNS 発信件数	1,094 件	1,200 件	1,300 件

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・市民が主体的に、もしくは、市と協働で製作したコンテンツ等でまちの魅力を発信します。またその拡散に努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市広報戦略基本方針 橋本市シティセールス基本方針

HASHIMOTO CITY

【ともに守る】

基本目標 安全・安心な暮らしを支えるまち

政策 4

安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり

施策項目 8

危機管理・災害対策

施策項目 12

地域公共交通網

施策項目 9

消防・救急・救助体制

施策項目 13

土地利用・市街地整備・
景観

施策項目 10

交通安全・防犯対策

施策項目 14

道路整備

施策項目 11

消費生活

施策項目 15

上下水道

政策 5

豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり

施策項目 16

自然環境

施策項目 19

住宅環境

施策項目 17

循環型社会

施策項目 20

公園・緑地

施策項目 18

環境衛生

政策 6

住み慣れた地域で安心して住み続けられる持続可能な仕組みづくり

施策項目 21

健康づくりと医療
体制

施策項目 24

高齢福祉

施策項目 22

社会保障制度

施策項目 25

障がい福祉

施策項目 23

地域福祉

■現状

- ・市民の生命や財産に被害を及ぼす、風水害、土砂災害、地震などの自然災害をはじめ、テロや武力攻撃、大規模事故、さまざまな感染症によるパンデミックなどの危機事象が多様化しています。このため市の危機管理対応力の向上が喫緊の課題であるとともに、地域防災計画に基づき災害予防対策を進め、また業務継続計画（BCP）を適時修正するなど防災・危機管理体制の強化が求められています。

■今後の課題

- ・地震・風水害・土砂災害等の災害による被害を最小限に抑えるためには、建物の安全性の確保や災害の未然防止策を講じるなど、災害に強いまちづくりの推進が求められます。
- ・各種災害の備えを日頃から計画的に進めるとともに、防災訓練などを通じて市民の防災意識の高揚や災害時における応急体制の整備に取り組む必要があります。
- ・市民一人ひとりが防災意識を向上させると共に、地域における防災力強化のために自主防災会の結成率向上と活動の充実強化や避難行動要支援者支援の定着化が必要です。

■10年後の目指す姿

市民の命を守るため、あらゆる危機事象に対して、市民・関係団体・行政などが連携し、危機管理体制が組織的で迅速かつ的確に確立できる体制を整えることを目指します。

さらに、市民一人ひとりに対し、「自分の命は自分で守る」という意識をもつための啓発を進めることにより、安心・安全を確保し、被害を最小に抑えることができるように災害対応力の向上を目指します。

■ 施策の展開

①災害予防対策の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●「橋本市地域防災計画」に基づき、防災訓練等実施します。 ●避難行動要支援者などの情報共有を図るとともに、救助・避難方法の確認、体制づくりに努めます。 ●防災に関する講演会の開催、ハザードマップ等の活用を通じて、市民の防災意識と防災に対する知識の高揚を図ります。 	
②防災組織の強化	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災会の育成及び充実及び橋本市自主防災組織連絡協議会との連携を強化します。 ●近隣自治体や県外自治体との相互応援協定の締結に基づき相互の連携強化を進めるとともに、災害時の応援受け入れ体制の整備を進めます。 ●事業者との災害時応援協定を拡充します。 	
③災害応急対策の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における情報収集・発信体制の構築、災害対策の拠点となる施設の耐震化、防災倉庫への食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の充実及び避難所への災害用資機材等の備蓄といった取り組みにより、災害時応急体制の確立を図ります。 ●災害時の道路をはじめとしたインフラの応急復旧や応急生活物資の調達等については、災害時の協定を基に、より一層の連携強化を図ります。 ●「橋本市国民保護計画」に基づき、無差別テロや武力攻撃など、本市が経験したことのない事象に対して、警察機関、国・県などと連携した訓練の実施などにより、対応力を高めます。 	
④土砂災害・水害対策の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●森林、農地等の持つ防災機能を活かすため、自然環境の保全に努めるとともに、中小河川・用排水路・ため池等の改修や治山・治水事業の促進により、浸水・冠水・土砂災害の事前防止に努めます。 ●県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査が終了した地域より、警戒区域・特別警戒区域の指定をおこない、避難体制等の整備を実施します。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
橋本市自主防災会組織率	85%	90%	100%

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・橋本市自主防災組織連絡協議会と連携し、各自主防災会の活動が活発になるように啓発・研修などを行います。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市地域防災計画
- ◆橋本市国民保護計画
- ◆業務継続計画（BCP）

■現状

- ・地震や異常気象等による自然災害への懸念や、救急需要が年々増大している中、万全な消防救急体制が求められています。
- ・消防団は地域コミュニティにおける防災リーダーとしての役割も果たしていますが、少子高齢化及び被用者の増加に伴い、団員の不足と高齢化が進んでいます。
- ・救助活動の現場は、市民の生活様式の変化等により、災害や事故の態様が複雑多様化しています。
- ・住宅用火災警報器の本市における設置率向上への取り組みや、不特定多数の者が出入する防火対象物に対する防火管理及び消防用設備の維持管理を指導しています。
- ・危険物施設における事故は、地域に与える影響が極めて大きいため、保安管理を徹底するよう指導しています。

■今後の課題

- ・消防車両・資機材などの整備・高度化や、消防団員の確保に努め、関係機関との連携強化を図る体制づくりが必要です。
- ・傷病者の救命向上には、増大する救急需要を踏まえ、救急救命士・救急隊員の育成・研修を行い、救命処置の高度化を図る必要があります。
- ・複雑多様化する災害・事故等に迅速、的確に対応するため、訓練の実施や、新たな知識・技術の習得、最新救助資機材の整備などが必要となっています。
- ・住宅用火災警報器の設置および交換推奨時期を迎えた既設器具の交換の推進について、市民に広く周知することが必要です。
- ・防火対象物や危険物施設についての保安管理が必要です。

■10年後の目指す姿

各種災害時の初動体制の充実を図るため、人員の増強、消防車両や資機材の整備を進め、通信指令体制の充実を図り、多様化する事故・災害・火災等から市民の生命、身体及び財産を守る体制を目指します。

■ 施策の展開

①消防体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 消防力の整備指針に基づき、車両、装備、資機材、通信等の消防設備や消防水利の計画的な更新整備を進めます。 ● 各分野の高度で専門的な知識・技術の習得及び各種訓練に計画的に取り組むとともに、各種資格や免許の取得を促進します。 ● 国、県、消防機関及び緊急消防援助隊との連携強化を図ります。 ● 広く市民に消防団活動の重要性を訴え、入団を促進するとともに、消防団施設、消防団活動に必要な資機材等の整備を進めます。 	
②救急救助体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 救急需要が増大している中、搬送患者の多くが軽症であることから、あらゆる機会を捉え、住民に対して救急車適正利用を啓発し、重症者への迅速な対応体制を図ります。 ● 他関係機関との連携（警察、医療機関、福祉、民間等）との連携を図ります。 ● 指導救命士を中心とした救急隊員の教育指導体制を構築し、活動基準のプロトコールに準拠した質の高い救急活動を担保するとともに救急活動の標準化を図ります。 ● 各種災害現場において安全・適正に活用できる車両、資機材の計画的な更新整備を図ります。 	
③火災予防啓発の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 防火訪問による住宅用火災警報器の広報を推進します。 ● コミュニティバス・消防車等によるマグネットシート等による広報活動を推進します。 ● 防火対象物・危険物施設の適正な管理と防火意識の向上に努めます。 ● 消防用設備及び防火対象物の点検を推進します。 ● 危険物保安検査の適正実施を推進します。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
救命講習修了者の人口に占める割合	7.8%	15.6%	41.6%
住宅用火災警報器設置率	70.3%	75%	80%

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 消防団、自主防災組織等の活動に積極的に参加し、訓練等を通じ、防災・救助の知識や技術の習得に努めます。
- ・ 事業者は、消防団協力事業所の認定を受けるよう努め、また地域消防団に対して積極的に協力を行います。
- ・ 防火意識を持ち、防火・消防用設備等の維持管理に努めます。

■現状

- ・通学児童等の交通安全を確保するため、市交通指導員をはじめ市民ボランティア等の早朝啓発や見守り活動等を実施しています。しかし、交通量の増加等により配置ができていないところも多くあり、人員確保と適正配置が必要になっています。
- ・市民の高齢化が進むなか、高齢者に関する交通事故等の割合が増加傾向にあります。
- ・犯罪、事故及び災害のない社会の実現を目指し、市地域安全推進委員会・警察等関係団体が連携し、自主的な地域安全活動を実施しています。
- ・高齢者を対象とした特殊詐欺（オレオレ詐欺、振込め詐欺等）が多発しており、少しでも詐欺に遭わないための対策が必要となっています。

■今後の課題

- ・啓発活動等により交通事故発生件数等は年々減少傾向にあるが、引き続き各団体等との連携を図りながら啓発活動等の取組が必要です。
- ・人材確保が困難な状況である交通指導員について、各区・自治会長に推薦いただいておりますが、今後は区長等の推薦とともにあらゆる人的ネットワークによる人材の確保が必要です。
- ・市民の高齢化が進むなか、高齢者の事故防止対策等の積極的な取組が必要です。高齢者ドライバーの事故防止対策として、免許証の不交付や運転免許証の自主返納を促進する必要があります。
- ・啓発活動等を通じ犯罪件数等は減少傾向にあるが、引き続き各団体や各地域安全推進員間で連携を図りながら啓発活動等の取組を行っていく必要があります。
- ・市民の高齢化が進むなか、高齢者に関連した犯罪等の割合が増加しており、マナーアップ啓発活動とともに、高齢者を対象にした講習会等の積極的な実施が必要です。

■10年後の目指す姿

市民が安心して暮らすため、市交通指導員会・警察等関係団体・市地域安全推進委員会との連携により、交通事故・犯罪のない明るい社会の実現を目指します。

■ 施策の展開

①各種交通安全運動の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●全国交通安全運動期間の街頭啓発活動を実施します。 ●県下一斉交通安全指導の日の運動を実施します。 ●全国統一交通安全ゼロを目指す日の運動を実施します。 	
②交通安全の啓発と交通法規の遵守	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●通園通学路における早朝街頭指導を実施します。 ●幼稚園小学校園児児童を対象とした歩行指導を実施します。 	
③地域ぐるみの防犯活動の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●地域安全推進員を中心とした地域防犯活動の実施を支援します。 ●区・自治会等が中心となり関係機関・団体等と連携し地域防犯パトロール、防犯指導、講習会等の実施を支援します。 ●高齢者等を対象とした特殊詐欺に遭わないための高齢者教室等の実施を支援します。 	
④啓発活動の実施による防犯意識の高揚の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が多く集まる駅や施設、イベント等においてマナーアップ啓発活動を実施し、防犯意識の高揚に努めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
市内の交通事故発生件数（人身事故発生件数）	134	112	95
市内の犯罪件数（刑法犯認知件数）	377	347	312

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・市交通指導員会・警察等関係団体及び市民ボランティアは、互いに連携し、交通安全運動の啓発活動等を通じ交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない明るい社会の実現を目指します。
- ・市民は、高齢者等を対象とした消費生活出前講座や特殊詐欺被害防止アドバイザー等を活用し、特殊詐欺に遭わないために、積極的に研修会等に参加します。
- ・地域内の関わりを保ちながら、地域は地域で守る意識の共有をはかり犯罪等を未然に防ぐ取組みに協力します。

■ 関連する個別計画

- ◆ 第10次橋本市交通安全計画

■現状

- ・インターネットの普及、人々のライフスタイルの多様化、規制緩和に伴う法律や制度の変更等、消費者を取り巻く環境が日々変化している中、消費生活の中での様々な社会問題が生じています。
- ・いつ、どこで、何が原因で起こりうるかあらかじめ予想できない消費者トラブルに遭った場合、当事者である消費者が解決する必要がありますが、事業者との間に存在する格差（情報量、交渉力）は、情報化社会の発展とともに縮まりつつあるとはいえ、まだまだ大きいと言えます。また、消費生活相談は内容が多岐にわたるため消費生活相談員が担う役割が重要となります。
- ・加齢や病気、障害等で判断能力が低下している人の生命や財産を守るための仕組みが必要となります。
- ・家庭におけるインターネット環境の充実に伴い、電話やインターネットに起因する相談が増加してきています。また、若年齢の消費者トラブルが増えてきています。

■今後の課題

- ・様々な情報媒体を活用し、タイムリーな注意喚起に取り組む必要があります。多様な年代の人達に、年齢に応じた消費者教育の場の提供が求められています。
- ・身近な人の見守り活動に取り組める環境整備が必要です。そのための人材育成を実施し、関係部署等と連携を図れる体制整備と見守り活動の支援が必須です。
- ・同種の消費者被害を出さないためにも、消費生活相談に寄せられた情報を分析し、啓発、注意喚起に活かすことや、発信した情報を必要な人に届けられる仕組みを考える必要があります。
- ・消費生活センターの役割周知を積極的に行ない、身近な相談窓口として市民にとって当たり前の機関となる必要があります、安定した信頼できる相談体制を維持して行く必要があります。

■10年後の目指す姿

消費生活センターが消費者教育の拠点として、多様な立場の人達への消費生活のアドバイス、コーディネート、支援が行なわれています。また、消費生活相談体制が充実することで消費者被害の救済、未然防止、拡大防止が図られ、消費者被害のない安心・安全な市民生活が実現されています。

■ 施策の展開

①消費者問題への対応の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●生活教養講座等により様々な消費者力向上のための学習の機会の提供を進めます。 ●広報紙等を活用し、積極的に情報発信を進めます。 ●消費者被害や製品事故情報等の情報収集に努めます。 ●判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐために、関係者等との連携を進めます。 	
②消費者の自主的活動の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティの場に出向き、出前講座を実施することで、見守られる人、見守る人の消費生活への関心を高めます。 ●消費者トラブルへの意識の高さが被害防止の一步であることから、より多くの人に消費者行政への理解を深めて頂き、自ら啓発できる人材育成を継続して行ないます。また、育成した人材の活動の場を提供することで、継続した活動に繋げて行きます。 ●市民活動団体等による消費者啓発実施の支援を行います。 	
③生活情報誌システムの整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●実際に寄せられた消費生活相談を活用し、広報誌等を作成することでタイムリーな注意喚起情報の発信を行ないます。 ●作成した広報誌等を見守り活動を実施している行政機関、事業者、団体、委員、個人等に速やかに提供する仕組みを構築し、消費者被害防止のネットワーク化を図ります。 	
④消費生活相談の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談員（有資格者）の配置を行い、常に相談者に安心感を与える相談体制を整えます。 ●相談窓口としての資質向上を常に心がけ、相談者にとってよりよい解決に結びつくよう、関係機関と連携しながら対応する体制を整えます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
啓発事業参加者数	672人	740人	800人
相談解決割合（斡旋不調、処理不能、 処理不要を除く件数/全受付数）	90%	92%	93%

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・見守り活動実践団体が増加できるように努めます。

■現状

- ・鉄道は公共交通の主軸を形成し、大量の人員を遠距離まで運ぶ交通機関であるが、自動車の普及や道路交通網の整備により利用者は減少傾向となっています。
- ・民間路線バス等の公共交通を補完する形でコミュニティバス等を運行し、効率的・効果的なサービスの提供を実施しています。しかし、地域要望を踏まえたコミュニティバスの拡充等で、各交通手段の位置付けが不明確となっています。

■今後の課題

- ・各鉄道事業者がサービス向上や効率的な運行計画を図り利用者の増加を図るとともに、利用者のニーズに応じた利用しやすい環境づくりが必要です。
- ・各交通手段の役割分担の明確化（競合の解消：コミュニティバス導入に関するガイドラインの要件を満たす運行をめざす）の必要があります。
- ・市民病院送迎バスの民間路線バスへの統合（東西幹線への統合）を行う必要があります。
- ・「乗って残す」等、市民が公共交通維持に関わる仕組みを構築する必要があります。

■10年後の目指す姿

橋本市地域公共交通網形成計画に掲げる課題解決に向けた取組みを行い、誰もが安心して暮らせるまちの基盤として、効率的で持続可能な公共交通体系の構築が進んでいる状態を目指します。

■ 施策の展開

①公共交通によるネットワークの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●ネットワーク機能の充実を図るため民間路線やコミュニティバス系統間で重複が発生している箇所役割分担、短縮化を図ります。 ●需要が少ないエリアにコミュニティバスの代替交通としてデマンド型交通の導入を図ります。 ●市民病院送迎バス、民間路線バス、コミュニティバス等が競合する区間については、民間路線バスへの統合（東西幹線の形成）を行います。 	
②公共交通サービスの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●幹線路線のターゲット層を明確にし、幹線路線エリア周辺等のマーケティング調査・分析等を行い、その特性を踏まえてプロモーション活動の展開を図ります。 ●橋本市地域公共交通網形成計画に基づき、利用者の利便性向上へ向けた取組みに努めます。 ●高齢者等の視点で、利用しやすい公共交通の環境づくりとしてノンステップバス車両導入を支援します。 ●インバウンドを含む観光客の需要など観光振興策等と連携した観光客の移動支援・観光ニーズの創出を図ります。 ●橋本市内駅周辺の駐車場並びに駐輪場については、適切な管理によって通勤通学に利用する市民の利便性の向上及び道路交通の円滑化を図ります。 	
③公共交通結節点の整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●橋本市都市計画マスタープランにおける都市構造と整合した乗り継ぎ拠点の設定を図ります。 ●鉄道・路線バスのダイヤ改正のタイミング等を踏まえ、コミュニティバス等に極力待ち時間が少なくなるよう、スムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定を図ります。 ●公共交通の乗り継ぎ利用者に対し、乗り継ぎ券等による負担の軽減等により公共交通を利用しやすいしくみづくりを進めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
コミュニティバス等の収支率	約 15%	約 15%	約 20%
コミュニティバスと民間路線の乗継ぎ利用者数	—	平均 100 人／日	平均 200 人／日
東西幹線の利用者数	—	平均 30 人／日	平均 60 人／日

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・交通事業者、利用者は、行政と連携・支援を受け「みんなが気にして、動いて育てる公共交通」の取組の実現の推進や協力を行います。
- ・地域の交通事業者は、公共交通やまちづくりに関わる現状及び課題の認識や方向性を行政と共有し、効率的で持続可能な公共交通体系の構築に努めます。
- ・地域住民は、行政や公共交通事業者と意見交換を行い、利用目標や見直し基準等の明確化を理解することにより、公共交通利用促進に関する意識を高めるよう努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市地域公共交通網形成計画

■現状

- ・人口減少、少子高齢化、環境意識の高まりなど、社会的環境が大きく変化してきている状況のなか、本市や県で定めている国土利用計画や都市計画、及び農業振興などに関する土地利用計画は、社会的状況等の変化への対応が必要となってきています。
- ・土地の有効利用を促進するため地籍調査の実施を進めています。
- ・今後の人口推移からすると、既成市街地内の人口密度が低くなっていくことが予想されるため、居住者のない住居に対しても維持管理を促しています。また、太陽光発電事業など、今まで無かった景観を形成する建築物・工作物などにより、既存の景観に変化が生じています。

■今後の課題

- ・最近のまちづくりにおいては、上記のような本市をとりまく状況の変化により、成長型のまちづくりから成熟型（都市機能の集約化）へ土地利用計画の転換が求められています。
- ・長期的視野に立ち、本市の都市計画を計画的かつ総合的に推進するのはもちろんのこと、社会情勢の変化などにより必要に応じた見直しが必要となっています。
- ・拠点整備により拠点内の人口密度を高め、日常生活サービスや各種行政サービスを高め、市民や移住検討者に選ばれる都市づくりを行っていく必要があります。
- ・地籍調査については、時間の経過と共に、地権者の高齢化によって境界確認が困難になり、調査の長期化が見込まれることから、早期に調査を推進することが必要となっています。

■10年後の目指す姿

一定の集積を有する区域毎に集約型のまちづくりを進めることで、子どもから高齢者まで安心して暮らせる都市（まちや集落）の拠点を形成し、これらの拠点を公共交通で結ぶことで安全と賑わいのある都市を目指します。

■ 施策の展開

①土地利用の規制誘導による秩序あるまちづくり	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●社会情勢の変化に対応するべく関連する国・県の計画を考慮し、計画的かつ総合的なまちづくりの推進のため、新たな都市計画マスタープランの作成を推進します。 ●高野口地域の計画的な土地利用の規制・誘導や秩序ある建築活動を誘導するため、用途地域等の指定を検討します。 	
②良好な市街地景観、田園景観、緑の景観の保全	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県屋外広告物条例に基づき、秩序ある景観形成を図るため、規制・誘導及び違反広告物の撤去に努めます。 ●良好な景観の形成に関する理解を深めるため関係法令の周知を図ります。 ●大規模開発等にあつては、良好な景観の形成を図るため、和歌山県景観条例に基づき、適正な指導に努めます。 ●本市の景観形成を先導する公共施設などの整備などにあつては、周辺環境と調和した意匠・形態や色彩等に配慮した整備に努めます。 	
③住環境整備の総合的・計画的な推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●居住者の高齢化が進む地域や空洞化が進む地域では、生活利便施設の立地などを誘導することで生活環境を充実し、地域の活性化を促進します。 ●橋本駅前周辺（中心市街地）の土地区画整理事業継続地区については換地処分を実施します。また、除外地区については防災機能や住居環境の改善に向けた整備を検討します。 	
④都市活動の拠点となるエリアの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●都市活動でのさまざまなサービスを効果的に享受できるよう、都市拠点及び地域拠点の集約的整備を検討します。 	
⑤特定機能の集積を行かすエリアの形成	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●工業団地の造成にともない、近隣住宅地との調和を図るため特別用途地区の活用を図ります。 	
⑥地籍調査事業の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●土地の明確化や土地の有効利用を促すために、地積調査に努めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
地籍調査済み面積	47 km ²	52 km ²	58 km ²

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

(未設定)

■ 関連する個別計画

◆ 橋本市都市計画マスタープラン

■現状

- ・幹線道路となる国道・県道の改良等については、国・県等関係機関に対し要望を行い、整備に努めています。
- ・安全で魅力的な道路空間を整備するため、毎年度、市道の改良工事、舗装修繕、防護柵・ガードレール等の設置等を進めていますが、限られた予算の中で全ての改良・修繕等への要望に対応することが難しくなっています。
- ・老朽化が進む道路構造物（橋梁、トンネル等）を適切に維持管理していくため、平成 26 年度道路法の改正を受け、国が定める統一的な基準での近接目視点検が義務付けられています。本市には橋梁が 445 橋、大型カルバート 4 ヶ所、トンネル 2 ヶ所あり、5 年周期での点検を実施しなければなりません。

■今後の課題

- ・国道・県道の改良については、実施可能な工区については事業着手していますが、用地等問題で実施困難な工区については、事業の実現に向けて国や県などの関係機関と、連携・協力体制の構築方法が課題となっています。
- ・市道の改良や修繕については、限られた予算で最大限に効果が出せるよう、要望・調査により安全性・緊急性を考慮し、道路空間の整備が課題です。
- ・橋梁点検の結果を踏まえ、基準を満たしていない橋梁については定められた期間内に修繕が必要で、今後も周期的に点検を行う必要があります。

■10 年後の目指す姿

道路については、災害時の被害を最小限にできるよう防災・減災対策を講じるとともに、交通安全の向上、安心・安全で計画的な道路管理が進行している状態を目指します。

■ 施策の展開

①都市を支える道路網の体系的整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度より（仮称）新紀見トンネル工事が着工しており、河内長野市とも連携しながら、早期完成を目指して要望活動を実施していきます。 ●持続可能なまちづくりのため、都市計画道路の計画的な整備に努めるとともに社会情勢の変化などに伴い適正な見直しに努めます。 	
②環境にやさしい安全で魅力的な道路空間の整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●防災・安全交付金等を活用しながら、舗装修繕・防護柵設置等、環境にやさしい安全で魅力的な道路空間の整備に努めます。 	
③道路施設の長寿命化	新規
<ul style="list-style-type: none"> ●道路施設の計画的な点検・修繕を行いライフサイクルコストの縮減に努めます。 	
④歩道や自転車道の整備	新規
<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者や自転車での移動の安全性と快適性を確保するため、散策やサイクリングを楽しむことができる歩行者（自転車）ネットワークの形成の取り組みとして、県がサイクリングロード事業を展開しており、市としても最大限の協力を努めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
道路修繕の進捗率	30%	40%	50%
「道路整備」施策の満足度			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・市道等の公共土木施設の軽微な補修については、市でセメント等の原材料を支給し、地元区において補修を行います。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市橋梁長寿命化修繕計画

■現状

- ・水道施設は重要なライフラインであり、水需要に応じた安全で安定的な水道水の供給を行っています。従って災害時にも機能すること、また、被害が出ても早期に回復することが求められています。
- ・下水道は生活環境の改善と環境美化、公共用水域の水質保全を目的に公共下水道事業と農業集落排水事業を実施しています。公共下水道事業の平成 28 年度末における普及率は 61.3%となっており、未整備地区への整備が課題となっています。

■今後の課題

- ・水道施設の老朽化が進み、維持管理、更新費用は莫大なものとなります。水需要の減少もあり、これまでと同規模の施設で更新すると水道施設能力が余剰になるため、事業の効率性が低下します。施設を更新する際は適正規模を見極め、さらには施設の統廃合を行うことが必要となっています。
- ・公共下水道事業においては、未整備地区への早期の整備や、既整備地区における設備の更新を行わなければならないため、効率的な整備計画や改築更新計画が必要となっています。農業集落排水事業においては、処理場等の機械設備やマンホールポンプ等機械器具の老朽化対応を行わなければならないため、効率的な改築更新計画が必要になっています。また、下水道事業経営の健全化・安定化を図るため資産維持費を見込んだ適切な使用料単価の検討が必要になっています。

■10年後の目指す姿

- ・地域の実情に応じた安全で安定的な水道水の供給がなされており、また、実効性のある災害時対応計画や他市町村との連携による緊急時の給水体制の構築を目指します。
- ・下水道事業による安全・安心、快適な暮らしの向上と良好な生活環境の実現とともに、紀の川を含む公共用水域の水質保全が実現され、人を包む自然環境と生活環境の質が優れた状態を目指します。

■ 施策の展開

①良質な水資源の安定供給	継続
●安心しておいしく飲める水を供給していくため、施設の規模の最適化と統廃合を行い、老朽施設の更新や水道水の質的向上、耐震化に取り組むとともに、料金の適正化に努めます。	
②災害への備え	継続
●防災、減災に関心が高いことに対応し、災害時の応急給水活動に関する市民への情報提供や事前の広報活動について検討を進めます。	
③下水道整備の促進	継続
●公共下水道事業における認可区域の早期完成を目指すとともに、必要に応じ認可区域の見直しを行いつつ未整備区域の整備に努めます。	
●公共下水道事業の健全化のため、適切な維持管理を図るとともに、使用料の適正化に努めます。	
●公共下水道の役割や効果を広報することにより、公共下水道への早期接続を促進します。	
④汚水処理施設・汚水処理サービスの適切な維持管理	継続
●下水道事業における安定的なサービスを提供できるよう適切な維持管理に努めます。	
⑤農業集落排水の普及促進	継続
●農業集落排水事業における施設の適切な維持管理を図り、使用料の適正化に努めます。	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
公共下水道普及率	61.3%	62.6%	64.4%
水道事業会計における営業収支比率	92.4%	96.2%	100%

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・給水装置の適切な管理に努めます。
- ・公共下水道への接続により地域の水環境の保全に協力します。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市水道ビジョン
- ◆橋本市水道事業経営戦略
- ◆橋本市公共下水道全体計画
- ◆橋本市公共下水道事業計画

■現状

- ・本市は、豊かな緑や水などの自然環境、歴史・文化資源に恵まれた快適な環境を有しており、市域を縁取る金剛生駒紀泉国定公園・高野山町石道玉川峡県立自然公園の豊かな緑は、貴重な自然資源、景観資源です。
- ・様々な恵みをもたらしてくれる豊かな緑を保全し、未来の市民へ継承していくとともに、自然の大切さを学ぶことが求められています。

■今後の課題

- ・自然環境の持つ多様な公益的機能を活かすとともに、市民と連携しながら保全や状況把握に努めることが必要です。
- ・保全と開発のバランスを保ちつつ、自然との共生に配慮した計画的なまちづくりを行っていくことが必要です。
- ・市民や来訪者が、紀の川や橋本川の自然を感じる歩行空間を創出し河川景観の魅力向上を図る必要があります。

■10年後の目指す姿

都市化の進展に伴う宅地化などの開発と、動植物の生息・生育空間となる自然環境の保全、バランスが保たれている状態を目指します。また、金剛生駒紀泉国定公園や、高野山町石道玉川峡県立自然公園の森林地帯や、中山間地などでは、自然環境に配慮しながら、市民はもとより京阪神圏の都市住民にも憩いとやすらぎの場が提供されている状態を目指します。

■ 施策の展開

① 良好な自然環境の保全	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 森林、田園、水辺景観の保全に努めるとともに、遊休農地や水辺空間の活用を図るなど、潤いのある景観の創造に努めます。 ● 「動植物の生息・生育空間」を保全するとともに、自然を思いやる気持ちを大切に、その保全に配慮し自然環境資源の活用を促します。 ● 近隣自治体や関係機関と連携しながら、河川の水質保全と河川美化に取り組みます。 ● 地域との協働により環境の保全に努めます。 ● 「保全と開発」のバランスを保ちつつ、自然との共生に配慮した計画的なまちづくりに努めます。 	
② 自然公園の利活用	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 金剛生駒紀泉国定公園にあるダイヤモンドトレールや世界遺産である高野参詣道「黒河道」については、良好な自然環境や歴史遺産に配慮しながら、資源の活用に努めます。 ● 自然の大切さを知ってもらうことや癒やし空間の提供を行い、本市を訪れる人が増えることにより地域住民の意識向上を促します。 	
③ 自然公園の状況把握	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 所管する地域の自然公園指導員・自然公園保護監視員や土地所有者・管理者、地元住民等と連携・協力して、自然公園等の管理状況を把握し関係機関に通報する等の方法により、利用者の利便性を図るための仕組みづくりを推奨します。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
(未設定)			
(未設定)			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 次世代に自然資源を残すため、森林保全の大切さについて理解を深めるよう努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市環境基本計画

■現状

- ・本市のごみ排出量は全体では年間約 20,000 t で、近年は概ね横ばいとなっています。
- ・生活系ごみの 1 人 1 日平均排出量は、概ね横ばいまたはやや減少傾向で推移していますが、事業系ごみは増加傾向にあります。
- ・大阪湾圏広域処理場に持ち込むことができる灰の処理計画量は、自治体ごとに定められており、その処理計画量を超える灰は持ち込むことができません。本市の枠は、残りわずかとなっています。
- ・平成 32 年度以降の埋立てできる枠を確保できておらず、枠がなくなると、大阪湾圏広域処理場には持ち込めなくなり、民間施設で処理しなければなりません。
- ・本市の埋立ごみは、一般廃棄物処理場で最終処分を行っており、広域処理による分別見直しにより、処理量が減っていますが、現在も年間約 400 t（覆土を含め体積は約 1,000 m³）の最終処分を行っています。

■今後の課題

- ・事業系ごみの減量やリサイクルを促すよう啓発し、今後より一層、ごみの分別とごみの減量に取り組んでいく必要があります。
- ・埋立ごみとしているものの収集方法や、処分方法を検討し、最終処分量の削減に取り組むことが必須となっています。
- ・ごみ収集の合理化や費用削減につながる取組や施策を新たに検討するとともに、ごみの種類ごとの収集方法や処理方法を見直す必要があります。
- ・埋め立てゴミ処理の残余量が少なくなっているため、嵩上げ工事の改修を計画していますが、現在の実績量を継続して処分した場合は、約 10 年で一杯になるため、新たな最終処分場の建設や民間施設への処理委託が課題となっています。
- ・ごみを種類別にみると、その他プラ製容器包装やペットボトルなどは当初計画より排出量が少ないものや、スチール缶などのコンテナ収集を行っている品目を中心に処理単価が高くなっているものもあり、収集や処理方法を見直す必要があります。

■10年後の目指す姿

循環型社会構築のため、市民一人ひとりが、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、そして、ごみとして出すものについても、焼却処理や埋立て処理をするのではなく資源として利用する（再生利用：リサイクル）という「3R」の取組みが進み、「資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らそう。」をテーマに、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境に配慮した循環型のまちづくりが構築されつつあります。

■ 施策の展開

① 廃棄物の減量及びリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみ堆肥化・減量化をすすめることで、消却するごみを減らし、持続可能な循環型社会の形成を推進します。 ● ごみや環境に対する意識啓発を行い、可燃ごみに約 2 割含まれる、容器包装や、古紙類の分類度向上による、ごみ減量化を推進します。 ● 最終処分場の改修を行い、埋立てごみの処分先を確保するとともに、陶磁器リサイクル交換会の普及や、資源化処理を推進し、施設の延命化を図ります。 	
② 効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● コンテナ収集を行っている資源物や、粗大ごみ収集など、非効率な収集形態を見直し、効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行を進めます。 ● ごみ収集の効率化による経費削減のため、可燃ごみ収集の全市週 1 回化を目指します。 ● 分別した資源ごみなどの店頭回収は一部小売店などで実施されていますが、市民が自由に輩出できる品目や場所を増やし、資源化推進に努めます。 	
③ 区・自治会、衛生自治会等との連携	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● ステーション収集体制を維持するとともに、区・自治会が行うごみステーションの維持管理を支援します。 ● 高齢化などにより、ごみをごみステーションまで運ぶのが難しい、ごみ出し困難者の支援について、区・自治会と連携し支援体制作りを努めます。 	
④ 事業系ごみの減量化・資源化促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知徹底や、事業者から排出するごみの分類調査などを実施するなど、事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ、事業者への排出指導や意識啓発に努めます。 ● 事業系ごみの排出抑制と資源化の意識づけを目的に、事業系ごみ指定袋導入を検討します。 ● 事業系資源ごみのうち、現在も広域ごみ処理場に搬入できるペットボトル、ビン、缶、古紙類に加え、プラ製容器包装なども受入れ対応できるよう協議し、要請します。 	

■ 10 年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
生活系ごみ 1 人 1 日平均排出量 (g/人・日)	515.7	500.0	480.0
事業系ごみ 1 日平均排出量 (t/日)	15.95	15.50	15.00

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 橋本市衛生自治会と連携し、ごみの減量などに取り組みます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市一般廃棄物処理基本計画[第 2 期]

■現状

- ・生活排水による河川等の水質汚濁や、事業活動等による環境汚染や不法投棄の増加等、環境の汚染に関わる問題は多様化しています。
- ・公共下水道や農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の設置補助、し尿処理施設の整備等により、生活排水処理施設の整備を推進していますが、し尿以外の生活雑排水については、平成27年度実績で、行政区域内人口の約18%にあたる約12,000人が、未処理のままで放流しているのが現状です。
- ・本市の平成27年度の汚水衛生処理率は82.2%に達し、和歌山県平均52.3%（平成26年度）を上回っているものの、全国平均84.7%（平成26年度）を下回っています。
- ・合併処理浄化槽の設置については、新設又は汲取り・単独処理浄化槽の切り換えなどに対し補助金を交付しているものの、公共下水道の普及もあいまって、近年、減少傾向にあります。
- ・し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、減少傾向にあり、将来的には現在整備を進めている公共下水道などの整備に伴いさらに減少する傾向ことが予想されます。
- ・不適正な飼育により遺棄された動物が地域の生活環境を悪化させる問題が生じており、県では地域の生活環境の保全と猫の殺処分数の削減を図るため、「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」の改正が行われました。

■今後の課題

- ・事業活動から生じる健康や生活環境に影響を及ぼすおそれのある環境負荷について把握し、指導・啓発を行う必要があります。
- ・公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外の地区の生活排水処理の方策としては、合併処理浄化槽等による個別処理がありますが、定期的な清掃や保守点検についての周知徹底と啓発を更に進めるとともに、地理的条件や人口の密集度等の地域特性を踏まえつつ、事業の経済性、投資効果発現の優位性等を検討し、生活排水の処理を推進していく必要があります。また、し尿収集については、収集量に応じた収集体制を維持していく必要があります。
- ・人と動物が共生する社会を目指すことを目的として、動物の愛護と適正な管理を図るための取組みが必要です。
- ・地域の美観を損ね、環境汚染の原因にもなる廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐための取組みが必要です。

■10年後の目指す姿

- ・環境に配慮する意識が地域で醸成され、良好な生活環境が保全されています。
- ・合併浄化槽の適正管理が成され、単独浄化槽の合併浄化槽や下水道への切り替えが進んでおり、市民の理解のもとで適正な生活排水処理による環境への負荷低減が図られています。
- ・愛護動物の適正な管理が地域で成されており、生活環境との調和が保たれた「人と動物の共生社会」が構築されています。

■ 施策の展開

①水質・大気・騒音・震動等環境汚染対策の推進	継続
● 県、地域住民と連携により、事業活動による生活環境への影響の把握や、事業所に対する指導・啓発を行い、良好な生活環境の保全に努めます。	
②環境衛生の充実（環境美化・し尿・生活排水・衛生対策等）	継続
● 浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者等と連携しながら合併浄化槽の普及啓発及び浄化槽維持管理の啓発指導を進めます。	
● 単独浄化槽、くみ取り便槽からの変更を推奨し、水環境の保全を促進します。	
③人と動物の共生社会づくり	新規
● 地域の生活環境の保全と猫の殺処分数の削減を図るため、「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、県や市民団体と連携しながら、啓発活動を推進し、人と動物が共生できる地域づくりに努めます。	
④廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止	新規
● これまで、年々増加傾向にあった不法投棄について、その対策として環境監視員によるパトロールを強化し、生活環境の保全に努めます。	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
単独浄化槽から合併浄化槽、下水道への切り替え（単独浄化槽の設置基数）	5,601 基	4,500 基	3,000 基
橋本保健所への猫の持込み数	112 匹	60 匹	0 匹

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 県、和歌山県水質保全センター、浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者と連携し、浄化槽の適正管理について啓発を進めます。
- ・ 動物愛護に関する各ボランティア団体との協働により、猫の殺処分数の削減を目指す。また、各団体同士のネットワークを拡大することにも取り組みます。
- ・ 不法投棄を未然に防ぎ地域の環境を守るため、地域ぐるみで監視を行います。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市一般廃棄物処理基本計画[第2期]
- ◆ 橋本市環境基本計画

■現状

- ・ライフスタイルが多様化し、ニーズに応じたゆとりある良質な住まい・住環境の形成が求められています。
- ・市街地の無秩序な拡大が進み、空家が増加し中心市街地の空洞化が発生しています。
- ・橋本市内の住宅は、全国の住宅耐震化率と比べると、依然低い耐震化率となっています。
- ・市営住宅は、昭和20年代後半から平成にかけて建設された住戸の多くが更新時期を迎えています。

■今後の課題

- ・人口が減少していくなか、持続可能なまちづくりとして、良質な住環境の維持をすることが必要です。
- ・周辺の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等について、発生や空家等の増加を未然に防止するため、空家等の適切な管理及び利活用を促進する必要があります。
- ・巨大地震が発生した場合に市民等に及ぼす被害を未然に防止するため、耐震診断や耐震改修を促進する必要があります。
- ・市営住宅について、安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、効率的かつ円滑な更新を行い、需要に的確に対応することが課題です。

■10年後の目指す姿

地域コミュニティの維持に向けて、無秩序な市街地の拡散を抑制し、事業者などと連携して良好な住宅づくりがなされている状態を目指します。また、市営住宅においては、居住の安定の確保のために必要な供給の目標量を設定し、効率的かつ円滑な更新を実現する上で、公営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

■ 施策の展開

①良好な住宅地・住宅の供給促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●無秩序な市街地の拡散を抑制しつつ、都市計画法やまちづくり条例を活用し、民間事業者等と連携し良好な住宅地の供給を促進します。 ●市営住宅の効率のかつ円滑なストック更新及びコスト縮減のため、市営住宅長寿命化計画に基づく予防的保全管理、長寿命化に資する改善を推進します。 	
②良好な住環境の保全と創造	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●住宅耐震化促進事業及び耐震改修サポート事業の更なる充実を図ります。 ●利用者ニーズに応じた耐震補強等に関する更なる取組の強化を図ります。 ●地震時の総合的な安全対策に関する啓発資料や各種助成制度等に関する情報提供の充実を図ります。 	
③空き家の再生等有効活用の推進	新規
<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度の調査により把握した、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしていると判断した237件の特定空家等の所有者に対して、必要な措置を取るよう助言又は指導、勧告、命令を行います。 ●空家等の適切な管理及び利活用に関して提供可能な情報を充実させるとともに、市民からの相談の受付体制を充実します。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
住宅耐震化率	70%	95%	98%
特定空家等の未措置件数	237件	112件	0件

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・所有者自らの住宅状況の認識と耐震改修の必要性の意識を高めるよう努めます。
- ・市民等が、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等に関する情報について、積極的に市に提供するよう努め、空家等の所有者が、空家等の適切な管理又は利活用するよう努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市営住宅長寿命化計画
- ◆橋本市耐震改修促進計画
- ◆橋本市空家等対策計画

■現状

- ・公園利用者の安全確保を図るため、橋本市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な修繕・更新、バリアフリー化及び維持管理を行っていますが、公園・緑地の管理面積増加に伴い、維持管理費用が年々増加しています。
- ・平成24年3月現在の市民1人当たりの公園緑地面積は14.76㎡となっており、国が整備目標としている1人当たりの面積20㎡の約75%の達成率となっています。また、都市計画公園緑地だけで市内に37箇所あり、10haを越える大規模な公園緑地も総合公園と運動公園の2箇所整備されています。

■今後の課題

- ・公園施設について日常的な点検は行っていますが、国の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、一定期間ごとに詳細な点検を専門技術者と協力して実施していく必要があります。
- ・老朽化した公園施設については、財政状況や使用状況等を踏まえて更新・修繕・使用禁止・撤去等方針の検討が必要です。
- ・今後の都市公園整備については、現在の利用状況と将来の人口など社会情勢、及び維持管理費用などを踏まえ、検討が必要です。

■10年後の目指す姿

公園・緑地について、現在の公園緑地を適切に維持して行くことを基本とし、地域の実情に応じた適切な維持管理が図られ、老若男女問わず、誰もが安心して利用できる公園・緑地を目指します。

■ 施策の展開

①公園緑地の整備の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●杉村公園に隣接する「（仮称）杉村やすらぎ広場」を整備し、老若男女がやすらげる空間の整備に努めます。 ●公園施設の日常的な点検（年 6 回実施）に加え、専門技術者と協力して一定期間ごとに行う遊具等の詳細な安全点検を実施し安心して公園を使用してもらえるよう努めます。 ●今後の維持管理について、アドプト制度（市民が管理運営等を担う制度）の導入等も視野にいれ費用を抑制できる方法を検討します。 	
②水と緑のネットワークの整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●良好な自然環境や生息する動植物や生育環境を守り、水と緑のネットワークを形成・維持に努めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
アドプト制度による公園緑地の維持管理参加団体数	0 件	10 件	30 件

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・公園緑地の維持管理について、利用する市民が維持管理について一定の役割を担う「アドプト制度」等の導入に向けた検討を行います。

■ 関連する個別計画

- ◆公園施設長寿命化計画
- ◆緑の基本計画

■現状

- ・急速な高齢化と食生活の変化や運動不足などライフスタイルの変化とともに、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加し、社会保障費負担も増大の一途をたどるなど、深刻な問題となっています。
- ・和歌山県地域医療構想においては、橋本医療圏において、病床区分の見直し、必要病床数の削減に加え、「公的病院のあり方」が示されています。
- ・保険医療を取り巻く環境の変化等に伴い、医師等医療スタッフ確保が必要となっています。

■今後の課題

- ・生活習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージにおいて、その特性や必要性、健康課題等に応じた対策が必要です。
- ・地域が主体となった健康づくりに対し、行政をはじめ、健康づくりに関する団体等との連携・協力を努め、市全体としてまちぐるみで一体的に取り組む必要があります。
- ・和歌山県地域医療構想を踏まえ、団塊の世代が後期高齢（75歳以上）となる2025年に向けて、市民病院を含む公的病院を中心に、中核病院として、多様化する市民の医療ニーズに応じて、地域の医療機関とより一層連携するとともに、機能分化を推進し、「治す医療」から「治し、支える医療」に質的転換が求められています。
- ・必要な医療スタッフの確保にあっては、地域偏在や診療科目別の偏在などにより、医師不足の状況が続いています。

■10年後の目指す姿

- ・健康寿命の延伸や、生活の質の向上のため、病気や障がいのある人を含め、予防・健康管理の重要性を啓発し、市民一人ひとりが自分の健康について学び、実践する機会を提供することにより、市民・地域・行政が一体となった、「健康なまちづくり」の達成を目指します。
- ・人口減少に加えて、少子化による人口構造の変化を踏まえ、他の医療機関との機能分化と密接な連携を図り、適正な病床数を確保しながら、公的病院として、急性期医療を中心に、救急医療を充実し、市民が安心して医療を受けられる体制が地域の中で構築されています。

■施策の展開

①健康づくりの支援体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●橋本市健康増進計画「健康はしもと21」に基づく健康づくりを実施します。 ●地域での健康づくり支援を行います。 	
②疾病の早期発見体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査・特定保健指導による生活習慣病予防及び疾病の重症化予防を図ります。 ●がん対策及びがんによる死亡率減少のための対策型がん検診を実施します。 	
③母子保健・医療の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●不妊治療費助成事業、未熟児養育医療・自立支援医療費助成事業等、治療費の一部を助成することで経済的負担を軽減します。 ●予防接種がスムーズに受けられるよう普及啓発に努め、病気の予防に努めます。 	
④市民病院の機能・医療体制の充実	新規・新規
<ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県立医科大学への医師派遣の依頼を引き続き行うとともに、診療科目別の偏在により、医師の確保が困難な診療科目においては、「臨床研究支援プログラム」「大リーガー医育成プロジェクト」を積極的にPRするなど、医師の確保に努めます。 ●専門・認定看護師の養成を引き続き実施し、質の高い看護ケアの提供を行います。 ●（仮称）入退院管理センターを設置し、多職種連携による病院機能の充実を目指します。 ●地域医療連携室を中心に、地元医師会や医療・介護の関連機関と密に、顔の見える関係づくりを行い、信頼と安心の病院を目指します。 	
⑤市民病院の救急医療体制の確保	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の二次救急を担う病院として、安心と安全の医療を提供するため、救急医を増員し、救急医療体制の充実を目指します。 	

■10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
運動習慣者の割合	21.2%	25%	30%
特定健康診査受診率	34.9%	45%	60%

■市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・伊都医師会・伊都歯科医師会・伊都薬剤師会との連携を図ることで市民の健康づくりに寄与します。

■関連する個別計画

- ◆橋本さわやか長寿プラン21（橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）
- ◆橋本市健康増進計画「健康はしもと21」

■現状

- ・国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、国民年金制度、介護保険制度などの社会保障制度は、健康で文化的な社会や老後の安定した生活を実現する上で重要な役割を担っていますが、本市の高齢化率は平成29年3月末現在で既に30%を超えており、高齢化の進展によって保険給付や年金給付が増加していく中、それぞれの制度の適正な運営と財源確保が求められています。
- ・生活困窮者に対しては、生活保護に至る前の段階から、最低限度の生活保障や、自立へ向けた就労支援・相談支援を行っています。

■今後の課題

- ・国民健康保険制度、後期高齢者医療制度について、収納率の向上とデータヘルス計画に基づく保健事業の推進など、保険財政の安定化と医療費の適正化により持続可能な医療保険制度にしていく必要があります。
- ・国民年金制度は、給付への不安などにより、保険料未納者や未加入者の増加などの問題を抱えています。また、年金の加入や免除申請、年金受給者に係る手続きなど、制度に関する情報を市民に詳しく周知していく必要があります。
- ・介護保険制度については、高齢化の進展に伴い介護給付費をはじめとした財政需要の増加が予想されることから、持続可能な制度として適正に運営していく必要があります。また、制度に対する市民への正しい理解と周知を図る必要があります。
- ・生活困窮者への支援については、家計の相談支援や、就労準備の支援を行うことを検討する必要があります。

■10年後の目指す姿

全ての市民が安心して健康的な生活を送れるよう、それぞれの社会保障制度が市民の正しい理解のもとで、適正に執行されています。また、生活困窮者への安定した雇用の場の確保と就労支援が行き届いています。

■ 施策の展開

①介護保険制度の適正な運用	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページ、出前講座の実施等により、市民や事業者に対して制度やサービスの周知・普及を図り、制度の適正な運用を進めます。 ● 介護保険事業の適正かつ円滑な運営をめざし、認定調査員に対する研修・指導や、介護認定審査会委員に対する研修の充実などを通じて、公平・公正、正確な要介護認定を推進します。 ● 高齢者のニーズや地域の実情に応じたサービス確保に努めるとともに、「和歌山県介護給付適正化計画」等を踏まえ、ケアプランチェックや事業所指導、給付費通知の送付など、介護給付適正化事業に積極的に取り組みます。 	
②国民健康保険制度の適正な運用	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページ等により、国民健康保険制度の周知に努めます。 ● 医療費の適正化、国保税の適正賦課と収納率の向上による国保財政の健全運営を進めます。 ● 被保険者の健康の維持増進のため、データヘルス計画に基づく保健事業を積極的に展開します。 	
③国民年金制度の適正な運用	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページ等により、国民年金制度の周知に努めます。 ● 国民年金制度の周知や口座振替、前納の推進により納付率を向上させ、無年金者の減少に努めます。 ● 免除制度の周知等によって未加入や未納を防ぎ、加入者が年金を受給できるよう促進します。 	
④後期高齢者医療制度の適正な運用	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページ等により、後期高齢者医療制度の周知に努めます。 ● 被保険者の健康増進のため、橋本市後期高齢者医療制度成人病検査助成事業を継続的に実施します。 	
⑤生活困窮者の自立の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークとも連携を図りながら、対象者の特性に合わせた就労支援などを実施します。 ● 地域の企業の情報収集を行い、就労支援員、自立支援相談員による就労支援を推進します。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
「社会保障制度」施策の市民満足度	39.2%	45%	50%

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 社会保障制度を正しく理解し、必要とするサービスを適正に受けるよう努めます。
- ・ 行政と連携し社会保障制度の適正な運用に努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本さわやか長寿プラン2 1（橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）
- ◆ 橋本市国民健康保険データヘルス計画
- ◆ 橋本市地域福祉計画

■現状

- ・少子高齢化や核家族化と相まって、家庭や地域でのつながりに変化がみられています。また、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て家庭をはじめ、価値観の多様化など地域社会のつながりが希薄化し、地域に対する関心が低下しており、地域で安心して生活を送るために、地域における住民相互の支え合い・助け合いが求められています。
- ・地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、「地域共生社会」を実現する必要があります。
- ・地域福祉活動は、多くのボランティアの活動に支えられています。しかし、活動の担い手であるボランティアが高齢化し、活動の負担が一部の人に集中しているケースが多くなっています。

■今後の課題

- ・行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、協働することが必要です。
- ・市民、地域団体、社会福祉協議会、行政等の協働を推進し、地域の課題を認識・共有しながら誰もが安心して暮らしていくことができる地域社会の実現に向けた取り組みが求められています。
- ・社会福祉法の改正に伴い、その内容を盛り込むなど、地域福祉計画の見直しが必要になっています。

■10年後の目指す姿

健やかで安心して暮らせるまちの実現を目指し、すべての市民が健康で生きがいをもちながら、老後や日常の生活に不安のない地域社会が形成されています。

■ 施策の展開

① 地域における支え合いの仕組みづくり

- 一人暮らしの高齢者や支援が必要な障がい者、ひとり親家庭など、なんらかの手助けを必要としている人たちが地域で安心して心豊かな生活を送るために、市民、関係団体、事業者、行政の役割分担と協力のもと、その体制づくりに努めます。
- 地域における支え合いの仕組みに繋げるため、民生委員児童委員等による高齢者・子育て世帯などに対する見守り活動を支援します。

② 地域福祉の担い手の育成

- 市民の自主的活動を促進するため、広報や啓発活動、教育の場などを通じて、福祉に対する理解や関心を高めます。
- 社会福祉協議会、地域の各種団体、NPO、ボランティア等の連携に努めます。

③ 地域福祉団体・NPO等への支援と連携の強化

- 市民と行政が一体となり、地域福祉に取り組むため、社会福祉協議会やボランティア等の連携に努めます。

④ 権利の擁護と制度の周知

- 高齢者や障がい者、子どもの権利を擁護するため、成年後見制度の周知、利用促進に努めます。

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
民生委員児童委員	158人	158人	158人
地区懇談会開催回数	8回	8回	8回

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 社会福祉協議会、地域の各種団体等は、その連携に努めます。
- ・ 民生委員児童委員は、各種福祉活動組織との連携に努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市地域福祉計画

■現状

- ・橋本市では65歳以上の割合（高齢化率）が30%を超えており、平成37年（2025年）には高齢化率が35.3%を上回ると推計されており、全国平均よりも急激な高齢化率の増加が懸念されています。今後、高齢化が進むと、医療や介護を必要とする人がますます増加する一方で、それを支える体制が十分機能できなくなることが予想されます。
- ・介護や支援が必要な状態になっても自宅で過ごしたいと考える方が多くなる中で、在宅生活を継続するために必要な介護・医療サービス等を提供するとともに、地域における支え合い等地域資源と連携させることで、切れ目なく効率的に支援できる体制づくりを進めています。

■今後の課題

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉・介護予防・生活支援等の高齢者福祉に関わるあらゆる組織と、地域住民、NPO法人、関係機関が連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進め、生活支援や見守り活動など地域の実情に応じた支え合いの取り組みを推進していくことが必要です。
- ・高齢者の豊かな経験や知識をまちづくりに生かすとともに、生きがいづくりや交流の場として参加できるような環境づくりをすすめることで、元気な高齢者を増やすことが必要です。
- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援や、認知症高齢者を地域で見守る取り組みが必要です。
- ・高齢者の尊厳を保持するため、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応への取り組みや認知症に関する正しい知識の周知啓発が必要です。

■10年後の目指す姿

いきいきといつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を構築し、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することで健康寿命が延び、認知症や介護が必要な状況になっても安心して生活することができる地域の形成を目指します。

■ 施策の展開

①地域における支え合いの仕組みづくり	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●橋本市社会福祉協議会を中核的な存在として、地縁組織・NPO 法人・ボランティアなど個人・団体のネットワーク化を進め、助け合い・支え合いの仕組みの構築を進めます。 ●生活支援の担い手の養成や、地域の求めるニーズと生活支援のマッチングを創るため、日常生活圏域で活動する第2層生活支援コーディネーターを育成します。 	
②世代間交流の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が、豊かな知識や経験を生かし、地域における子育て支援等の活動に参加することで、高齢者自身が役割を持って取り組むことにより介護予防や生きがいづくりにつなげられるような仕組みづくりを進めます。 	
③高齢者の権利擁護や相談体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●複雑化、多様化している課題の解決へ向け、専門職だけでなく民生委員・児童委員など地域福祉関係者とも密接に連携し、その対応が出来るように努めます。 ●地域包括支援センターのPRに努め、子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）など関係機関との連携を強化し、制度や分野の垣根を越えた、誰でも気軽に相談できる相談体制を充実します。 ●高齢者虐待の早期発見や適切な対応をめざし、通報窓口の周知など高齢者の権利擁護に向け対応体制の整備を行います。 ●支援が必要な人及びその家族に対して、成年後見制度の啓発及び利用支援に努めます。 	
④高齢者の生活支援の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。 ●買い物支援、外出支援、見守り活動など地域の実情に応じた生活支援体制の整備に努めます。 	
⑤介護予防等高齢者の健康維持の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防体操・地域ふれあいサロン・老人クラブなど地域住民主体の取り組みを推進するため、運営支援など、多様なニーズに合わせた支援の充実を図ります。 ●ボランティア活動等に気軽に参加できるような仕組みを構築し、社会参加することで生きがいや喜びを感じ、健康維持・介護予防に繋がるような働きかけを進めます。 ●シルバー人材センターの啓発・広報を行い、高齢者の就労を支援し、就業することにより生活の張り合いや生きがいを感じられるように努めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
認知症サポーター養成講座受講者数	3,222 人	4,222 人	5,222 人
生活支援サポーター養成講座受講者数	95 人	395 人	695 人

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

地域内で助け合い・支え合いの意識を高めます。

自らの持つ知識や経験・特技を活かし、地域活動を積極的に行います。

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護予防に努めます。

高齢者の生きがいづくりや居場所づくりを進めます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 地域福祉計画
- ◆ 橋本市健康増進計画「健康はしもと21」
- ◆ 橋本さわやか長寿プラン21（橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）

■現状

- ・就労に向けた訓練等の実施のため、障がい福祉サービスの利用促進や、障がいのある人が就労できる環境の確保へ向けた支援体制に取り組んでいます。
- ・相談支援センターを気軽に利用できるよう障がいのある人への周知を進めています。必要に応じての複数のサービスを適切に結びつけるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、より一層の計画相談支援事業の充実に努めています。
- ・障がいのある人が安全・安心に暮らすことができるよう、障がい特性に配慮した住宅や公共施設や道路、交通機関、障がい者用駐車場などの環境整備を進めています。

■今後の課題

- ・障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行う必要があります。
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、障がい児（者）支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上に向けた取り組みが必要となっています。
- ・障がいのある人の様々なニーズに対応し、見守り等支援が受けられるグループホームの整備、移動を支援するための対策、保健・福祉サービスの充実や、障がいのある人が、地域や職場でその人らしく当たり前前に生活できる環境整備を進める必要があります。
- ・園や学校、地域などにおいて、障がいのある子どもとの関わりが持てる機会や居場所づくり、また、職員や市民等に向けた福祉教育を充実させていく必要があります。

■10年後の目指す姿

障がいに対する市民の理解が深まり、障がい者の自立とより一層の社会参加を進み、地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会が形成されています。

■ 施策の展開

① 自立と社会参加の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活を希望する障がいのある人が、自立生活に必要な能力を身につけられるグループホームの利用や、居宅において必要な福祉サービス等を利用し自立できる生活等を支援する障がい福祉サービス等の利用を促進します。 ● 障がい者の就労等に向けた情報提供や支援機関の紹介を行います。 ● 障がいにより判断能力に不安のある人等が不利にならないよう権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進に努めます。 	
② 啓発・交流の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいに関する市民の正しい理解と認識を深めるため、広報紙やホームページ、パンフレット等を活用した啓発活動を推進します。 ● 地域の行事や文化活動等に、障がいのある人もない人も参加しやすい環境と整え、交流の場づくりに努めます。 	
③ 地域での支援の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉・保健・教育等の専門機関や福祉に関わる事業所などで構成する「橋本・伊都地域自立支援協議会」において、障がいのある人からの多様な相談に対応できる仕組みづくりに取り組みます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
成年後見制度利用支援	1 件	2 件	2 件
基幹相談支援センターの設置	0 箇所	1 箇所	1 箇所

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 障がいや障がいのある人に対する理解を深めて、それぞれの立場からの適切な配慮を行います。
- ・ 身近な地域での自立、社会参加ができるようにします。
- ・ 障がいに係るサービスを提供する事業者等は、地域の実情に応じた質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- ・ 事業者は、障がい者雇用環境の改善を行い、障がい者雇用の促進に努めます。
- ・ 市民・団体・事業者は、地域に不足している障がい福祉サービス等の充実を図ります。

■ 関連する個別計画

- ◆ 第2次橋本市障がい者計画・橋本市障がい福祉計画

HASHIMOTO CITY

【ともに育てる】

基本目標 こどもから高齢者まで共に育み学び合うまち

政策 1

一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり

施策項目 26 人権と平和

施策項目 27 男女共同参画社会

政策 2

妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり

施策項目 28 子どもを産み・育てやすい環境

施策項目 30 地域・家庭・学校・行政の連携

施策項目 29 子ども・家庭の支援

施策項目 31 学校教育

政策 3

生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり

施策項目 32 生涯学習

施策項目 35 文化芸術と国際交流

施策項目 33 生涯スポーツ

施策項目 36 青少年健全育成

施策項目 34 豊かな歴史遺産

施策項目 37 地域コミュニティ

■現状

- ・「基本的人権の尊重」や「平和社会の実現と維持」は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところです。しかしながら、今なお、人種、民族、国籍、信条、性別などによる人権に関する多くの課題が存在し、紛争や貧困などにより、多くの人々の生命や身体が危険にさらされています。また、情報化社会の進展や社会構造の変化などによって生じた人権侵害や社会的弱者への虐待、性的マイノリティへの差別などあらたな社会問題への対応が必要となっています。
- ・これらの人権問題の解決には、市民一人ひとりが、生涯を通して人権尊重の思想に触れることが重要であり、あらゆる段階での教育や啓発が必要です。

■今後の課題

- ・市民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や新しい人権課題についての理解を深める取り組みが必要です。
- ・「自由権（すべての人が人間らしく生きるために、個人の生命と自由を保障し、それに財産権と法の下での平等を加えたもの）」「社会権（社会的・経済的に弱い立場のある人達に目を向け、個人の生活困難な市民に対して何らかの社会的支援を保証するもの）」を「人間の尊厳の確立」という共通の目標に調和させ、その実現により、市民一人ひとりの幸せな生活条件を整備し、すべての市民が対等・平等な人間関係の中で、この地域社会で安心して暮らすことのできる環境をつくることが緊急の課題です。

■10年後の目指す姿

市民一人ひとりの人権意識や平和に対する意識が高まり、共に生き、共に支えあう地域社会が構築されています。

■ 施策の展開

①人権啓発活動の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会における排除や摩擦、孤立などの問題を未然に防ぐために、それらの問題の不合理的に気づき、共に生きることのできるまちづくりを推進するための効果的な啓発を進めます。 ●人権侵害の予防と早期発見、相談・支援・援助の活動のため、当事者組織・支援のための組織・支援する専門的機関（福祉・医療・教育機関など）や、さまざまな組織によるネットワークづくりに努めます。 	
②人権施策を推進するための仕組みの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重の社会づくりは市政の重要な柱と位置づけ、橋本市人権施策推進本部を核として総合的な人権施策を図ります。なお、人権施策の推進にあたっては、この基本方針を踏まえ、連携を図り、情報を共有しながら施策を積極的に推進します ●人権にかかる問題の多様化など時代の変化に伴い、「人権施策基本方針」の見直しを図ります。 ●自分たちの地域において自分たちの人権問題に取り組むために、人権教育啓発活動を行う「人権啓発推進委員会」の活動を充実を図ります。 ●様々な人権問題に係る相談体制の充実及び相談員のスキルアップを図ります。 	
③人権尊重のための教育・啓発の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重の地域社会をつくるためには、市民一人ひとりが主体的な活動を展開することを通して、人間の尊さや人権について理解することが大切であり、家庭や地域社会、職場など生活のあらゆる場面において、生涯を通じて人権尊重の心を育ていけるよう人権教育・啓発を推進します。また、学校においては人権教育・平和学習を進めていきます。 ●市民一人ひとりが、人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身に付けることができるよう、また平和を願う豊かな心を育み、平和の尊さが次世代に語り継がれていくよう、継続した人権教育を推進します。 ●市民の暮らしや、暮らしの現実に見られる人権侵害に気づき、人権侵害を予防できる感性と実践力を持つことができるよう、職員研修に力を注ぎ、また参加型・体験型の研修を取り入れ、人権の担い手としての自覚と規律を高めるよう努めます。 	
④人権擁護のための関係機関・団体等の連携の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員による特設人権相談を行います。 ●「人権啓発推進委員会」、「人権擁護委員協議会」と連携し、人権啓発活動の充実及び人権侵害に係る問題解決に努めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
人権啓発事業への参加者数（講演会・パネル展・資料展）	2,342名	2,500名	2,700名
「人権尊重」施策の満足度	50.6%		

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・人権尊重の理念について、ひとりひとりが自分自身の問題として理解を深めます。
- ・地域における自主的な人権啓発活動に努めます。
- ・人権に関する研修の充実など、従業員の人権意識の向上に努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市人権施策基本方針

■現状

- ・男女平等を実現し、固定的な性別役割分担意識を解消することを目指した教育及び学習を推進しています。
- ・雇用や職場での男女平等などについて、事業所に対して啓発を行ってきました。労働の分野の男女平等は法制度的には整いつつありますが、現実には収入など様々な男女間格差があります。また、非正規労働者が男女を問わず広がり、正規・非正規間の格差が社会問題化しています。
- ・子育て相談などの子育て支援や介護学習会の開催など介護支援に努めてきました。子育てに悩んでいる若い母親が増えており、家庭支援の要請が増加する傾向の中で、地域、家庭、学校間の連携が進んでいます。

■今後の課題

- ・少子・高齢化への対応や経済の活性化に向け、男女が対等な社会の構成員として、能力や個性を十分に発揮できる社会が求められており、男女共同参画への理解をより一層深めることが必要です。
- ・性別に関わらず多様な生き方が選択でき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で共に参画し、利益を享受できるよう、研修会の実施をはじめ、講座や講演会の開催など啓発活動を推進します。
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶に向け、相談・支援及び支援者に向けた研修会を行うなど、女性の人権擁護への取り組みを推進します。

■10年後の目指す姿

家庭・職場・地域等のあらゆる分野に男女が参画することができるとともに、ワーク・ライフ・バランスが実現され、誰もが個性と能力を活かすことができる社会が構築されています。

■ 施策の展開

①人権の尊重と男女共同参画に向けた意識づくり	継続
●男女平等のもとに男女共同参画を進めていくためには、個人の意識が変わることが基本となり重要です。性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を発揮していく男女共同参画の意識を育むため、教育と啓発に取り組みます。	
②男女のエンパワーメントへの支援	継続
●あらゆる分野で男女共同参画を進めていくためには、一人ひとりの個性を尊重するとともに、その人が持つ能力を引き出し、高めていくことが重要です。それぞれの生きる意欲や生活する意欲を高め、経済的な自立や生活の自立に向けての力を育てていくためのエンパワーメントへの支援に取り組みます。	
③ワーク・ライフ・バランスの推進	継続
●家庭内での固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、仕事を優先した生活を見直し、育児・介護休業などの制度を活用して、男女が共に家事・育児・介護などに参加し、ワーク・ライフ・バランスについての認識を深めるための啓発を進めます。	
④あらゆる分野における男女共同参画の推進	継続
●労働や行政、地域・市民活動など、あらゆる分野で男女共同参画を進めていくためには、性別にとらわれることなく男女が共に参加しやすい環境の構築に努めます。	
⑤配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	継続
●DV被害が潜在化しないよう、市の窓口業務や医療機関などの関係機関でDVを早期に発見するとともに、総合的かつ迅速な対応が必要であることから、関係機関の役割分担を明確にし、DV被害者支援ネットワークの構築と、被害者の安全確保と自立に向けた保護・支援に努めます。	
●DVに関する正しい知識を身につけるとともに、身近なDV被害者の早期発見・即解決のため、DV根絶に向けた啓発に取り組みます。また、結婚していない若い男女間でのDVが増えつつあるため、デートDVについても啓発を推進します。	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H34)	目標値 (H39)
女性委員ゼロの審議会等の割合	27.9%	10%	7%
「男女共同参画」施策の満足度	47.9%		

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・男性も女性もお互いを尊重し、責任も分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できるよう努めます。
- ・男女がともに働きやすい環境づくりに努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市男女共同参画計画

子どもを産み・育てやすい環境

【健康課】【こども課】【教育福祉連携推進室】【学校教育課】【教育総務課】

■現状

- ・近年、少子化・核家族化・地域のつながりの希薄化により、妊娠・出産や子育ての伝承が世代を超えて行えず、子育ての仕方がわからない、子どもにどう接したらよいかわからないと訴える保護者が年々増加しています。また、ひとり親家庭、ステップファミリーが増加する等、家族の形態も以前とは変わってきており、新たな課題が出てきています。
- ・子どもとの向き合い方がわからず、大人主導の思いや生活を繰り返す中で、子どもは自己肯定感を育むことができず、精神的不安定や問題行動となって現れることがあります。その数は、年々増加傾向にあります。
- ・保育園、幼稚園、こども園については、計画的な整備を行っており、また、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行なっています。

■今後の課題

- ・健診や相談、教室や訪問事業を通じて、保護者が安心して妊娠・出産・育児に取り組めるよう関係課・関係機関の連携強化が求められます。さらに、健診未受診者、孤立している妊婦や子育て中の保護者をなくし、身近に相談できる体制の構築が必要となってきました。
- ・若い世代の保護者が、子育ての相談や遊び場の提供を気軽に受けられる地域の子育て支援センターの充実が求められます。また、子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）としては、従来の3つの大きな役割である「産前・産後の早い時期からのきめこまやかな支援体制の構築」、「相談窓口の一本化と明確化」、「子育て支援のための地域づくり」を、さらに強化していく必要があります。
- ・安心して、妊娠・出産ができるように、育児休暇の保障や育児休暇に対する理解、時短勤務など、状況に応じて子育てに時間が費やせるような、職場の雰囲気と福利の充実を進める必要があります。
- ・共働き世帯の増加により、保育の必要性のある子どもが増加していく傾向にあり、0歳児・1歳児の受け入れ枠の新設または拡充が必要となっています。一方で、小学校入学後も引き続き学童保育を希望する家庭も増えてきていることから、受け入れ体制の充実が必要となっています。

■10年後の目指す姿

橋本市子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）を核とした妊娠期から将来を見通した支援体制が構築されており、早期からの支援と安心して子育てできる環境が実現しています。また、より質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行い、次代の社会を担う子どもたちを、地域ぐるみで支援していくことのできる社会の構築を目指します。

■ 施策の展開

①母子保健事業の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 「妊娠の届出」には必ず保健師が対応し、様々な不安に対応すると共に、出産後にも専門職による訪問やサービスの提供に繋げる等、産前産後の様々な支援を行います。 ● 安心して子育てができるよう各種健診、相談、教室、訪問などを通じて不安を解消し、子育てに関する情報の周知や仲間作りに努めます。 ● 自己肯定感を育む、自分の気持ちや身体を大切にだけでなく、他者をも大切にするという、人として大切なことを学校教育との連携の中で育んでいきます ● 子育て世代の保護者を孤立させないよう社会全体で子どもの健やかな成長を見守り安心して生み育てることができるような地域づくりを行政の関係課だけでなく関係機関とも連携して取り組みます。 	
②保育施設及び多様な保育サービスの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援センターと地域の子育てサークルが連携し、子育てや親育ちの学びの場を拡大していきます。 ● 認定子ども園等を整備します。 ● 0歳児・1歳児の保育受入れ枠の新設・拡充を図ります。 ● 発達支援保育の充実を図ります。 	
③安心して子育てできる支援体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で親子を孤立させないよう、民生委員や母子保健推進員等と連携し、子育て教室の開催や訪問・見守り活動の充実を図ります。 ● 子育て支援センターと地区公民館や児童館等が連携し、地域の同世代の親や、世代を超えた人々が交流する機会を設け、地域のつながりを育て、地域コミュニティづくりを推進します。 ● 児童の養育が一時的に困難な場合に利用できる制度を推進します。 ● 妊娠期から子育て期（18歳まで）を対象に、子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）を核として幅広い相談に的確に対応し、早期から切れ目のない支援を行う体制づくりの構築に努めます。 ● 安心して利用できる学童保育の支援・整備に努めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
4～5 か月児健診受診率	99.5%	100%	100%
子育て支援センター年間参加数	12,000 世帯	12,500 世帯	13,000 世帯
待機児童数	0 人	0 人	0 人

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 行政、事業法人等がそれぞれの役割を分担し、関係機関と連携を図りながら、子育て支援センターの運営にあたります。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市子ども・子育て支援事業計画書

配慮が必要な子ども・家庭の支援

【健康課】【こども課】【福祉課】【学校教育課】【教育福祉連携推進室】

■現状

- ・橋本市では、すべての子どもたちの豊かな発達を保障することを目指していますが、近年、出生数が減少しているにもかかわらず、発達支援を必要とする子ども、自分を抑えられず問題行動を繰り返す子ども、学校に来づらい子ども、学力低位の子ども、虐待の被害にあっている子ども、保護者の養育に課題のある子ども、家庭で生活することが困難な子どもなど、支援を必要とする子どもたちが増えています。発達面で支援を必要とする場合は、健康診査や教室、相談を通じて、子どもや保護者の状況を把握し、関係機関との連携により、児童発達支援事業や各園での発達支援保育につなげています。また、保護者自身に、精神疾患、養育能力が低い等の課題があり、支援が必要となる場合もあります。子育てをめぐっては、行政だけでなく、地域にある様々な機関が支援するようになっていますが、どこに相談すればよいかわかりにくい状況があります。
- ・国の児童虐待相談対応件数は10万件を超え、その件数は年々増加しています。本市においても、平成28年度末の要保護児童対策地域協議会（用語説明必要）への登録者数は250ケースにのぼっています。平成29年度より市町村が児童に対する必要な支援を行うための拠点整備に努めることが規定され、一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致が新設されました。
- ・経済的不安を抱えた家庭は増加傾向にあり、中でもひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担わなくてはならない現状において、雇用や賃金等による格差の影響を受けています。

■今後の課題

- ・子どもの障がいや発達のみずきを保護者が受容する際には、精神的に大きく揺れることも少なくありません。保健師・のびのび教室スタッフ・発達相談員・家庭児童相談員・医療機関・こども園・保育園・幼稚園・学校・教育委員会・要保護児童対策地域協議会など関係機関がより一層連携を密にして対応していく必要があります。
- ・療育が必要な子どもたちが適切な時期に適切な支援を受けることが出来るよう、こども園、保育園、幼稚園での発達支援保育およびたんぼぼ園等児童発達支援・放課後等デイサービスの充実が必要です。
- ・すべての要保護・要支援家庭に対して適切な対応・支援が実現されるよう、教育と福祉の連携のあり方、子育て世代包括支援センターの役割体制の確立に併せ、市町村子ども家庭総合支援拠点（仮称）の設置、役割と体制強化についても検討を行い、市民や関係機関にわかりやすい支援体制の構築に取り組む必要があります。
- ・子育て世帯の経済的負担の軽減として、引き続き、児童手当や子どもの医療費助成制度の充実や就業のための子育て・生活支援の充実が必要です。

■10年後の目指す姿

- ・子どもや女性、障がいのある方等社会的弱者の人権が守られ、すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長していけるよう、支援事業が充実しています。
- ・児童虐待に至る前に教育福祉の連携体制のもとで早期対応ができ、子ども達が健やかに成長することができるようになっていきます。
- ・児童虐待を発見した場合、速やかに適切な対応を行い、根絶を目指します。

■ 施策の展開

①発達に心配のある子どもへの総合的かつ継続的な支援の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健・児童福祉・学校教育・障がい児分野にまたがる子どもの障がいの早期発見、早期対応（保育・教育）、障がい受容と制度利用について、保健・医療・福祉・教育等の関係課・機関が連携し支援体制のネットワークづくりの充実に努めます。 ●子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）などで悩みを話せる場や相談窓口の紹介などの支援を進めます。 	
②児童虐待防止の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭支援に求められる専門性が維持できる相談体制を強化します。 ●子ども家庭総合支援拠点（仮称）を設置します。 ●教育福祉の連携体制を整備します。 	
③子育て家庭の経済的負担の軽減	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●就業と子育てを両立できる支援の検討を行います。 ●安定した就労につなげるために、受給できる手当や給付金、貸付等の制度の紹介を行います。 ●求職活動の支援はもとより、資格取得や講座受講の情報提供や、援助機関へつなげます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
のびのび教室利用児数（延人数）	4,834 人	4,900 人	4,950 人
子ども家庭総合支援拠点（仮称）の設置	0 箇所	1 箇所	1 箇所

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

児童発達支援センター、児童発達支援事業所、民生児童委員・主任児童委員、母子保健推進員、学校法人、社会福祉法人、NPO、ボランティアが、子どもの健全な発達・成長のために支援・協力を進めます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市地域福祉計画
- ◆ 橋本市子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 橋本市教育大綱

地域・家庭・学校・行政の連携

【社会教育課】【教育福祉連携推進室】【学校教育課】【こども課】

■現状

- ・子どもを取り巻く社会状況と家庭環境が大きく変化し、地域社会のつながりや支えあいの希薄化により、地域から孤立して子育てをする家庭の増加や住民の地域活動に参加する機会の減少など、地域や家庭の教育力の低下へとつながっています。また学校ではいじめ、不登校など様々な問題が複雑化・困難化する中で、学校だけでなく社会全体で問題解決に取り組む必要があります。このような中で、地域・家庭・学校の課題と情報を共有しあい、それぞれの教育力を高めていけるよう、それぞれの主体が連携できる仕組みづくりへ向けた取組みを行っています。
- ・地域の力を学校に、学校の学びを地域に広げる共育コミュニティづくりを推進するために、学校・地域・関係団体等と協議し、市内全域に運営組織である共育コミュニティ本部の設置を進めています。

■今後の課題

- ・学校だけでは解決できない課題の解決にむけて、保育・教育機関も含め、地域が一体となって子育てに取り組める環境を構築していく必要があります。また、活動が継続かつ拡充できるよう、地域の幅広い層に参画してもらえるような仕組みづくりが課題です。
- ・学校と地域の要請を調整する共育コーディネーターの人材確保や育成と共育コミュニティの活動のさらなる情報発信が必要です。
- ・地域・家庭・学校の連携により、情報の収集・共有・有効活用を行えるような仕組みづくりが課題です。

■10年後の目指す姿

子どもの豊かな成長のために、地域の様々な知識や多彩な経験を持つ人々の力を活用し、学校を核とした協働の取組みを通じて地域の将来を担う人材が育成され、持続発展可能な地域社会となっている。また、地域、家庭、学校そして行政が連携、協働しており、子どもと大人のつながりやふれあいが深まった地域となっている。

■ 施策の展開

① 地域・家庭・学校の連携を育む	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● すべての学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールを実現します。 ● 地域の教育力を活かすために、学校開放に努めます。 	
② 共育コミュニティの推進	新規
<ul style="list-style-type: none"> ● 共育コミュニティ本部未設置の地域について、地域の実情を踏まえた活動内容を検討し、関係団体と協議し設置を推進していく。学校・地域と目標や未来像を共有し、持続的な活動が確立できるよう支援体制をつくります。 ● 共育コーディネーターの資質向上のための研修を充実させます。 ● 共育コミュニティについての情報発信を行い、学校・地域が連携・協働し社会全体で子どもたちの成長を支えていく共育コミュニティの活動への参画を呼びかけます。 	
③ 教育福祉の連携	新規
<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後ふれあいルームや共育コミュニティ、家庭教育支援チームなどの地域の資源が学校運営に有効的に働くための仕組みとして、学校プラットフォーム化を推進します。 ● 市内の調理施設のある公共施設の使用料を免除するなど「こども食堂」を実施する団体を支援し、子どもが安心して過ごせる家庭以外の居場所づくりを促進します。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
共育コミュニティ本部の設置	4 地区	7 地区	7 地区
学校プラットホーム化の実施校数	0 校	10 校	19 校

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 学校を核とした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を通じて地域住民の自己実現や生きがいにつなげていきます。
- ・ 地域と一体になって子どもを育てることで、学校の総合的な教育力を高めます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市教育大綱
- ◆ 橋本市生涯学習推進計画

■現状

- ・市では「人が学びあい、共に育むまちづくり」を基本理念に、教科指導と特別活動を含む生徒指導を両輪として学校教育に取り組んでいます。教科指導では学力向上に向け、子どもの主体的な学びを大切に授業改善、特別活動では人権教育、態度教育を重点目標に、基本的な生活習慣の確立、いじめのない学校作りを目指した取組を進めています。
- ・共働き家庭やひとり親家庭、核家族が増加していることから、保護者が子育てに専念することが難しくなっており、従来は家庭で行われてきていた保育が、保育・教育機関に期待されることが多く、また、家庭において基本的な保育を行うべき時期に、必要以上の早期教育を行い、基本的な保育が疎かになってしまう場合が見られています。

■今後の課題

- ・学力向上に向けたさらなる授業改善と、道徳の年間指導計画の見直し、評価のあり方等教科化に向け取り組んでいくことが課題です。
- ・誰もが安心して学校生活が送れるよう互いに認め合い尊重しあう、いじめのない学校づくり、また家庭が子どもにとって安心できる居場所となるよう家庭支援の充実、学校だけでは解決できない課題解決にむけて地域の力を活用するコミュニティづくりが急がれています。
- ・保育・教育機関においては、就学前から子どもに対する教育だけでなく、子育てに不安を抱えている保護者、に対する支援も行うことで、保護者の不安解消や家庭の保育・教育環境の改善に努める必要があります。
- ・乳幼児期に培うべき力を明らかにし、子どもにとってより良い保育・教育が行われるよう、保育・教育機関と保護者間において共通理解を図る必要があります。

■10年後の目指す姿

安心・安全な環境で主体的な学びを提供できる学校がつくられているとともに、幼稚園等、学校、地域、行政等の関係機関が連携して、保護者の子育て不安や相談に対応できる仕組みが構築され、地域ぐるみで子どもの育ちを見守るコミュニティが実現されています。

■ 施策の展開

①豊かな心を育てる	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関が連携して、家庭支援を推進します。 ●家庭や学校、地域での人権意識の高揚に努めます。 ●態度教育を推進し、道徳性を育てます。 	
②多様な学びと健やかな体を育む	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●基礎学力を基盤として、主体性のある学びを推進します。 ●外部人材を活用した、多様性・共同性の学びを推進します。 ●読書活動の推進に向けて環境を整えます。 ●食の大切さについての学びを推進します。 	
③安全で良好な教育環境の確保	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、就学援助を行います。 ●教職員や児童生徒の心身の健康保持に努めます。 ●安全安心な学校給食を提供します。 ●学校施設等について、老朽化の状況や質の改善を考慮しながら、計画的に長寿命化を図ります。 ●通学路の安全確保を図るため、点検等の取り組みを推進します。 	
④幼児保育・教育の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育サービスの質（と量）の確保を図ります。 ●関係機関と連携して家庭の子育て支援を行います。 ●児童発達支援の充実を図ります。 	
⑤特別支援教育の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい（発達障害を含む）への理解が進むよう啓発を進めます。 ●個々の障がい児への支援を行います。 	
⑥ふるさと教育の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと橋本学の活用によりふるさと教育を進めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
安心・安全で豊かに学べる学校の実現 (学校に行くことが楽しいと答えた割合)	87.4%	100%	100%
全国学力調査において 全国平均を上回っている学校の割合	40%	60%	80%

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・地域では、子どもを仲立ちにした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を通じて地域住民の自己実現や生きがいにつなげていきます。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市教育大綱
- ◆橋本市子ども・子育て支援事業計画

■現状

- ・「橋本市生涯学習推進計画」に掲げる3つの基本方針に基づき、「人が育ちあう共育のまちづくり」を基本理念として生涯学習を推進しています。
- ・地域での人間関係の希薄化を解消するべく、公民館・児童館・図書館などで、利用者同士が交流したり、親子で楽しめる事業や学びの場の提供をしています。
- ・橋本市民大学いきいき学園、ふるさと再見市民講座等の市民のニーズに沿った教室・講座を開催してきているが、年々希望者が増加しているのに対し、会場のキャパシティが限られているため多くの希望者が抽選に漏れ受講できないと言った状況が生じています。

■今後の課題

- ・地域で活躍する社会教育関係団体等を活かす仕組み作りや、地域の中で人と人をつなぐ人材の発掘や育成の体制構築も必要です。
- ・市民の身近な社会教育施設として、公民館、図書館、児童館、郷土史料館などがあげられるが、特定の人だけが集う場にならないよう、様々な年代の学びの場となるような、それぞれの特色を活かした工夫が必要です。
- ・市民活動をしている人材や団体を活かせる仕組みづくりが必要です。
- ・乳幼児から高齢者まで、様々な年代が集える場づくりと情報発信が必要です。
- ・社会教育施設や学校と地域が連携できるシステム作りが必要です。
- ・市民との協働を進めるなどの方法により、各講座の内容を充実させるとともに幅広い世代に様々な活動の機会を提供していくことが必要です。

■10年後の目指す姿

様々な年代の人が集い、学び合える場作りを推進するとともに、子ども達の育ちを地域で見守り、家庭・学校・地域が連携しながら共に育ち合えるまちづくりの構築を目指します。

■ 施策の展開

①生涯学習推進体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●各地区公民館が位置する地区に共育コミュニティを立ち上げ、共育コーディネーターを配置し、学校・家庭・地域が一体となって地域の活性化を推進します。 ●地域の課題について、子どもも大人も自ら考え課題について議論し合える場を設けます。 ●学校教育及び社会教育の両面においてE S Dを推進し、持続可能な社会づくりの担い手を育てます。 	
②生涯学習活動の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動をしている人材や団体を生かせる場づくりを推進します。 ●社会教育施設等で様々な年代が集える場や事業を展開します。 ●生涯学習活動の場や事業の情報を収集し、広報やSNSを使って周知します。 ●市民の学習ニーズに沿った教室・講座の開催に努めます。 ●サークル間の交流促進を通じ活動の活性化を図り、学習成果の発表機会の提供に努めます。 	
③図書サービスの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集の場としての図書館機能の充実を図ります。 ●様々な年齢性別の利用者満足度の向上を目指すとともに、だれもが読書に親しめる環境づくりとして、高齢者や障がいのある方へのサービスの充実を図ります。 ●子どもや市民の読書活動を推進するため「おはなし会」や「読書会」の開催など本にふれるきっかけづくりをします。小中高等学校、子ども園、保育園等と連携し読書の支援を行います。 ●図書館ボランティア活動の支援や、関連機関と連携した主催行事の充実を図るなど、生涯学習の活用場としての利用を促進します。 	
④公民館活動の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●各地区公民館等を活動の核として、地域リーダーの育成や地域コミュニティにかかる情報発信を支援することでコミュニティ力の向上を図ります。 ●イベントの開催など、地域の主体的な交流活動に対する支援体制並びに館主催事業の充実に努めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
各公民館の年間利用者数	131,201 人	131,300 人	131,400 人
各公民館に属するサークル数	300	300	300
貸出冊数	234,072 冊	250,000 冊	265,000 冊

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・子どもを仲立ちにした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を通じて地域住民の自己実現や生きがいにつなげていきます。
- ・地域と一体になって子どもを育てることで、学校の総合的な教育力を高めます。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市生涯学習推進計画

■現状

- ・少子高齢化が進んでいくなかで、子どもから高齢者までそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに取り組めるような環境作りが求められています。
- ・スポーツ施設については、利用者が安全安心に利用できることが基本となりますが、施設の老朽化が目立ってきており、今後の維持管理が課題となっています。
- ・橋本市民総合体育大会や橋本マラソンなどの大規模なスポーツイベントは、幅広い世代において、スポーツを楽しむ交流を図ることができ、人と人とのつながりや地域の活力となることから、地域間交流等に大きな役割を担っています。

■今後の課題

- ・スポーツの実施機会の提供だけでなく、運動に関する様々な情報提供を発信していく必要があります。
- ・スポーツ施設の老朽化が問題となっていますが、今まで以上に施設の点検・整備が必要となっており、ニーズに応じて施設の改修を検討していく必要があります。
- ・橋本マラソンについては、橋本市スポーツ推進委員、橋本市体育協会、橋本市スポーツ少年団、市民ボランティアなどの協力のもと開催されており、ランナーとスタッフが共に安心して参加出来る運営体制を構築していく必要があります。

■10年後の目指す姿

生涯にわたって健康的な生活を営むことが出来るよう、年齢や性別、障がいの有無に係わらず、市民の誰もがいつでも、いつまでも、個々の状況に応じて運動やスポーツに親しむことが出来るスポーツコミュニティが実現されています。また、スポーツをする人、見る人、支える人など、スポーツに係わる全ての人達が交流を深めることが出来る環境が作られています。

■ 施策の展開

①生涯スポーツ活動の振興	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ環境の提供など、各種団体や地域のスポーツサークルに対する支援を行います。 ●市体育協会などのスポーツ関係団体と連携を深めるとともに、高齢者、障がい者のスポーツ振興や健康づくりに関して、市の関係各課と連携をとるなど、スポーツをするための組織体制の構築を図ります。 	
②スポーツ施設の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ活動の推進にあたり、安全で利用しやすいスポーツ施設の充実が必要不可欠となりますが、利用者の安全性および快適性の維持をメインに点検業務を強化し、事後保全とにならないよう、予防保全を心がけ、スポーツを実施する環境整備を図ります。 	
③スポーツを活かした交流・イベントの推進	新規
<ul style="list-style-type: none"> ●毎年開催している橋本市民総合体育大会や橋本マラソンについては、市民交流に大きな役割を担っており、一人でも多くの方に参加してもらえよう、参加者の拡大を図ります。 ●子どもから高齢者までが一緒になって楽しめるスポーツイベントを開催し、世代を越えた市民交流を図ります。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
成人の週1日以上スポーツ実施率 (橋本市スポーツ推進計画)	35.7% (H26)	50.0% (H30)	60.0% (H35)
社会体育施設利用者数	284,000人	292,000人	300,000人

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・年齢や障がいに関係なく、市民の誰もがスポーツを生活の中に位置づけ、生涯にわたりスポーツを親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めます。
- ・スポーツを通じて、市民から来街者まで一人でも多くの方に橋本市の魅力をわかってもらえるよう努めます。
- ・スポーツに携わる全ての人達が交流を深めることが出来る組織づくりの構築に努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市スポーツ推進計画

■現状

- ・市は高野山麓に位置し、早くから奈良・大坂・和歌山・高野山への交通がひらかれ、文化が伝わってきたことから、県指定文化財や市指定文化財等も数多く存在します。
- ・国指定文化財は国宝の人物画像鏡と重要文化財の利生護国寺本堂の2件でしたが、旧高野口尋常高等小学校校舎が重要文化財に指定され、また高野参詣道黒河道が国史跡に指定、さらに高野参詣道黒河道は世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録されています。
- ・文化財の保存・展示・研究施設として橋本市郷土資料館とあさもよし歴史館を設置し、文化財の公開や講座・体験教室等の事業を実施しています。
- ・名誉市民について、その業績を郷土の誇りとして後世に伝えていくため、市や関係団体で継承を行っています。
- ・市街地と田園地帯との調和がとれたまちづくりを進める必要がありますが、橋本市における就業者の割合は第三次産業が増加傾向にあり（H22 国勢調査より）、それに伴い農業従事者が減少していることから、既存の田園風景が住宅地へ変化していくことが予想され、景観への影響が懸念されます。

■今後の課題

- ・橋本市管内の指定文化財の件数は着実に増加しています。また、発掘調査による出土品の増加、地域住民からの寄贈により資料が増え、文化財を保存する各施設は収蔵能力を越える状況となっています。文化財の調査、整理、施設の充実が必要です。
- ・橋本市郷土資料館は昭和48年、あさもよし歴史館は昭和51年建設の建物を使用しており、耐震非対応施設であることや老朽化が目立っていることから、今後の施設利用が危惧されています。収蔵資料の増加もあり、所蔵資料の記録化、情報化を進めていく必要があります。
- ・黒河道周辺の景観に関して、県と協力し景観保全策を検討する必要があります。
- ・景観に影響するような構造物などについては、県の景観条例など関係法令などの周知に努め、良好な景観の保全を促す必要があります。
- ・文化財や過去の偉人について理解することは地域を理解することであり、地域の歴史についての積極的な情報発信や、後世に伝えていく取組みを行える体制づくりが必須の課題です。
- ・地域の歴史文化を基本とし、新たな文化創造につなげていくことが必要です。
- ・市民との協働により、地域の特色ある景観づくりを進める必要があります。

■10年後の目指す姿

歴史的及び文化的資源を保護するに止まらず、文化財や偉人について正しく理解することで地域の歴史を理解し、地域に誇りと愛着を持つ人を育て、「橋本に住んでよかった」と感じる人が増えていることを目指します。

■ 施策の展開

①世界遺産 高野参詣道 黒河道の保全と活用の推進	新規
<ul style="list-style-type: none"> ●黒河道の保全と整備を推進します。 ●黒河道を知り、利用するための情報の発信の充実を図ります。 	
②文化財の保全と活用の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の調査とそれを理解するための資料の充実を図ります。 ●文化財を理解するための展示・講座・体験教室等の開催に努めます。 ●文化財理解のための体制と施設の充実を図ります。 	
③歴史的な環境や景観の保全	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●貴重な文化遺産を取り巻く独自の文化的景観を図るため、橋本市歴史文化的景観保全条例に基づき規制を行います。 ●世界遺産『黒河道』周辺では良好な景観を維持するため、和歌山県景観計画に基づく特定景観形成地域への指定を和歌山県と共に進めます。 	
④偉人の顕彰	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●名誉市民を顕彰・継承していくためのイベント・広報などの実施に努めます。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
指定・登録文化財件数	124 件	129 件	135 件
名誉市民顕彰のイベントなどの回数	10 回	10 回	10 回

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・名誉市民を顕彰する目的で設立された団体などと協働して、顕彰・継承に努めます。
- ・文化財への関心を深め、地域の歴史を理解することにより、地域創造につなげます。
- ・関係者・団体とともに文化財の保存・伝承に努め、活用を図ります。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市緑の基本計画

■現状

- ・市民においては、価値観の多様化などから文化・芸術活動へのニーズも多様化しています。こうした中、本市においては、個性豊かな地域づくりを進めていくため、文化・芸術にふれあう機会の確保や文化活動団体等への活動支援に取り組んでいますが、十分ではありません。
- ・ボーダレス化やグローバル化の進展のなかで、国際社会の発展や安定に寄与する人材の育成が求められており、本市においては、国際理解を通じて、国際性豊かな人づくりや、外国人が住みやすい地域づくりを進めるとともに、友好都市・姉妹都市との交流を深めています。取り組みは十分ではありません。

■今後の課題

- ・個性豊かな地域づくり、人づくりを進めるうえで、文化・芸術・学習活動に積極的に取り組む場の提供を支援することが必要です。
- ・地域の歴史文化を基本とし、新たな文化創造につなげていくことが必要となっています。
- ・国際理解や国際意識の醸成を図るため、友好都市の中国山東省泰安市や姉妹都市の米国カリフォルニア州ロサンゼルス市との交流を今後更に進めていく必要があります。

■10年後の目指す姿

地域の個性的な文化を活かした市民の文化・芸術活動が、多様な担い手によって成されているとともに、友好都市や姉妹都市との交流が活発に行われることにより、心の豊かな視野の広い国際感覚、異文化への理解をもった、地域の個性が生きる文化の創造がなされています。

■ 施策の展開

①文化芸術活動に接する機会の充実	継続
●質の高い文化芸術を享受する機会の拡大や、地域資源や人材を活かした活動の促進などにより、人と人との交流を広げ、まちの活性化を図ります。	
②市民の文化芸術活動の支援の充実	継続
●文化芸術の振興を図るため、市民の文化・芸術活動への支援を行います。	
③国際交流の推進	継続
●橋本市国際親善協会と協働で国際交流の推進を図ります。	
●橋本市国際親善協会の協力により、世界各地の民族音楽や他国の食文化に触れることで、市民の国際感覚の高揚を図ります。	
●国際理解や国際意識の醸成を図るため、友好都市や姉妹都市との交流を推進します。	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
橋本市国際親善協会会員数	102人	110人	120人
文化協会加盟団体数	28団体	29団体	30団体

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・行政と橋本市国際親善協会等と協働で取組めます。
- ・文化協会の加盟団体と協力し市民総合文化祭や県民橋本展をさらに充実させ、市民の文化、芸術にふれあう機会の更なる増進に取り組む。

■現状

- ・子どもたちが団体活動を通じて、仲間づくりや社会の一員としての自覚を高められるよう、地域や学校と連携を深めながら、子どもの自主性を活かした組織の活動などを支援することにより、青少年の非行問題数は減少傾向にあります。しかし、ネット上のいじめやトラブルは増加・悪質化の傾向が強まっています。このような現状から、「橋本市子どもスマホ宣言」を行なっています。
- ・要保護対策児童等の支援や情報共有については、各関係機関との連携が進んでいます。しかし、ぐ犯少年等の支援や居場所作りなどについては依然課題があります。地域ごとで活動していた青年団や子ども会の団体数の減少等により、地縁的な繋がり希薄化が顕著となり、現在地域の教育力が低下しつつあります。

■今後の課題

- ・青少年の健全育成のため、地域や学校の連携を更に深めていけるよう、行政としてサポートしていく必要があります。
- ・ネットモラルの普及に取り組んでいますが、「橋本市子どもスマホ宣言」の周知など、啓発活動に力を入れなければならなくなっています。
- ・要保護対策児童等の支援については、学校警察青少年センター連絡協議会等を有効活用し、情報共有のあり方、支援のあり方を一層探っていく必要があります。
- ・立ち直り支援については、一定の成果を上げていますが、すべての少年・少女が立ち直れるように、今後もできる限りの取組を続けていく必要があります。
- ・地域の教育力が低下しつつある昨今、地域で活躍するリーダーや次世代を担う人材の育成が今後の課題となっています。

■10年後の目指す姿

青少年非行の未然防止活動を実施することにより、青少年非行が少しでも少なくなる社会を目指します。併せて、学校・関係機関と連携し、青少年の問題行動への対応を充実させることにより、少年・少女の立ち直りがスムーズに行くような取組みを目指します。

■ 施策の展開

① 青少年の健全育成活動の充実・交流の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 講習会や研修会等を通じて青少年の健全育成活動の充実と交流の促進を図ります。 ● 非行防止を図るため、学校警察青少年センター連絡協議会等との情報共有を推進します。 ● 補導件数が増加する長期休業中の補導活動を強化します。 ● 万引き防止、電車マナーアップキャンペーン、ネットマナー等の啓発を充実します。 ● 子どもの健やかな成長に向けて「橋本市スマホ宣言」を推進します。 	
② 立ち直り支援の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年の真情を吐露することのできる場を提供し、精神的な安定を図ります。 ● 青少年の不安等を緩和するため、電話・メールでの相談について広報等で周知を図ります。 	
③ 環境浄化活動の実施	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内4駅に設置の「やぎの箱」により有害図書等の回収を進めます。 ● コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店へ立ち入り調査し、啓発を行います。 	
④ 青少年の健全育成に関わる人材の育成	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 橋本市青少年育成市民会議と協働で青少年の健全育成に関わる人材を育成します。 ● ジュニアリーダー研修や市内の高等学校に働きかけて、青年リーダーの育成と活用を図ります。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
青少年健全育成に係る 講習会・研修会の実施数	7	10	12
非行防止活動（見回り活動）の実施	30回	35回	40回

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 青少年補導員や教職員との夜間並びに昼間の街頭補導の実施による非行や犯罪の防止に努めます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市生涯学習推進計画

■現状

- ・多様化・複雑化する地域の課題や市民ニーズに行政だけで対応していくことが困難な状況下で、災害への備えや地域の高齢者やこどもの見守り等、多様な分野において地域コミュニティの重要性が再認識されており、これまで以上に市民主体による地域づくりが重要となっています。
- ・市民活動サポートセンターを中心として、個人ボランティアや公益的な市民活動団体等の支援を行い、市民活動の活性化を図っていますが、支援制度の周知や活動しやすい仕組みづくりが必要となっています。

■今後の課題

- ・地域コミュニティの活性化のため、市民活動をより一層支援し、また人材の活用をすすめる必要があります。
- ・地域コミュニティ形成のため、区・自治会への参加するメリットなど広報し、新たな住民等に区・自治会への加入を促進する必要があります。
- ・地域コミュニティを維持していくため、幅広い世代の交流機会の拡充が必要であり、そのための交流を活発化させる人材の育成を図る必要があります。

■10年後の目指す姿

地域コミュニティが活性化され、多くの市民が地域のまちづくり活動に主体的に参画することで、多様な主体による「協働によるまちづくり」が進められています。

■ 施策の展開

①市民活動の支援	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●幅広い世代の市民の知識や経験、技能を市民活動に活かしていくため、活動する個人・団体の情報の収集・発信と事業の周知を図ることにより市民力の活用を進めます。 ●市民やボランティア団体、NPO等の活動をより一層活発化させるため、市民活動サポートセンターを中心とした支援体制を推進します。 	
②協働のまちづくりの推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●市民の自発的な活動や地域の人材育成等を支援し、協働のまちづくりを推進します。 ●市民が地域の課題を共有し、解決に向けて行う活動を支援します。 	
③地域コミュニティの活性化	継続
<ul style="list-style-type: none"> ●区・自治会は災害時などに地域における共助の果たす役割が大きいため、地域コミュニティの重要性の認識を高めるとともに、転入時、市窓口での案内や開発事業者等に協力を働きかけ、市民の区・自治会への加入を促進します。 ●地域の区・自治会活動を市全体のコミュニティ活動の向上につなげるため、区・自治会間の連携を促進します。 	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
自治会加入率	86%	88%	90%
市民ボランティア登録人数	1,888人	2,200人	2,500人

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・市政の担い手としての役割を認識し、自分自身の持つ知識や技能・経験・生活の知恵を地域づくりに活かします。
- ・行政と地域が情報を共有することで、市民・団体・事業者の連携を強化します。
- ・事業者の持つ資源や技術を活かして、市民だけではできない取組を支援します。
- ・団体の持つ情報の輪を地域づくりに活かすとともに、他の団体やNPO等の活動に関心を持ち、連携して取り組みます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 協働の基本指針